

令和6年色麻町議会定例会9月会議会議録（第3号）

令和6年9月10日（火曜日）午前10時00分開会

出席議員 12名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	5番	相原和洋君
6番	河野諭君	7番	西村義隆君
8番	小川一男君	9番	今野公勇君
10番	中山哲君	11番	山田康雄君
12番	白井幸吉君	13番	天野秀実君

欠席議員 4番 小松栄喜君

欠 員 なし

会議録署名議員

10番	中山哲君	11番	山田康雄君
-----	------	-----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課 長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	今野健君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 田 誠 一 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第3号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問
日程第3	報告第6号 放棄した債権の報告について
日程第4	議案第48号 色麻町教育委員会教育長の任命について
日程第5	議案第49号 色麻町教育委員会委員の任命について
日程第6	議案第50号 色麻町教育委員会委員の任命について
日程第7	議案第51号 和解について
日程第8	議案第52号 色麻町地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例の 廃止について
日程第9	議案第53号 色麻町水道事業給水条例の一部改正について
日程第10	議案第54号 色麻町防災会議条例の一部改正について
日程第11	議案第55号 色麻町消防団条例の一部改正について
日程第12	議案第56号 色麻町国民健康保険条例の一部改正について
日程第13	議案第57号 小型動力ポンプ付積載車の購入について
日程第14	議案第58号 令和6年度吉田集会所建築工事請負契約の締結について
日程第15	議案第59号 令和6年度色麻幼稚園跡地駐車場整備工事請負契約の 締結について
日程第16	議案第60号 令和6年度色麻町一般会計補正予算(第4号)
日程第17	議案第61号 令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算 (第1号)
日程第18	議案第62号 令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第19	議案第63号	令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第20	議案第64号	令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
日程第21	議案第65号	令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第22	議案第66号	令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第23	議案第67号	令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第24	議案第68号	令和6年度色麻町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第25	認定第1号	令和5年度色麻町一般会計決算認定について
日程第26	認定第2号	令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定 について
日程第27	認定第3号	令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定 について
日程第28	認定第4号	令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定 について
日程第29	認定第5号	令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定につ いて
日程第30	認定第6号	令和5年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第31	認定第7号	令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定 について
日程第32	認定第8号	令和5年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第33	認定第9号	令和5年度色麻町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第6号	放棄した債権の報告について
日程第4	議案第48号	色麻町教育委員会教育長の任命について
日程第5	議案第49号	色麻町教育委員会委員の任命について
日程第6	議案第50号	色麻町教育委員会委員の任命について
日程第7	議案第51号	和解について
日程第8	議案第52号	色麻町地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例の 廃止について
日程第9	議案第53号	色麻町水道事業給水条例の一部改正について
日程第10	議案第54号	色麻町防災会議条例の一部改正について

日程第11	議案第55号	色麻町消防団条例の一部改正について
日程第12	議案第56号	色麻町国民健康保険条例の一部改正について
日程第13	議案第57号	小型動力ポンプ付積載車の購入について
日程第14	議案第58号	令和6年度吉田集会所建築工事請負契約の締結について
日程第15	議案第59号	令和6年度色麻幼稚園跡地駐車場整備工事請負契約の締結について

午前10時00分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名、欠席議員2名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、10番中山 哲議員、11番山田康雄議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（天野秀実君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、5番相原和洋議員の一般質問を継続いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。5番相原和洋議員。

〔5番 相原和洋君 登壇〕

○5番（相原和洋君） おはようございます。

昨日に引き続き一般質問を続けさせていただきます。

まず内容につきまして、昨日、町長のほうには公社の歴史を物語りながら、いろいろ聞きながら、休みがあったことどうのこうの、いろいろ指摘、質問させていただきました。

そういった中でね、今回問題になってるこの改善計画書、この部分について、当初、

令和6年度の年次計画的なものは分かんですけども、月別計画書なるものを作成していると思うんです。ただ、議会にはいまだに提出されたことがない。なぜか。また、出されない理由は何なのかについても御質問させていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず令和6年度ですね、当初における売上計画書については、令和5年度の決算をベースに年次計画としてまず策定しているというふうになってございます。

月別売上計画書は、部門ごとの基礎資料でありまして、経営改善計画書にも反映されることから現在作成中でありまして、なぜ遅れているかという理由については、管理事務部門の事務員が退職したことにより勘定科目の仕分等に時間を要しているとのことでありまして、町としては早期にこちらの月別計画書のほうもですね、早期に完成するように促している状況でありまして、議会のほうには経営改善計画書ともに提出させていただきたいと考えてございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今ね、農林課長からね、答弁いただいたんですよ、町長。令和5年度の決算ベースを基にして年次計画をつくっていると。それが収支計画報告書なるものだとは思っております。

しからは、年次計画というものがあるということは年間計画なるものもあると思うんですよ。言葉のあやじゃないですからね、町長ね。年次計画と年間計画の違い、町長は筆頭株主としてそれをどう捉えながら今までやってきましたか。答弁を求めます。町長に答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

年間計画、年次計画ですね、公社としては、令和6年度については5年度の決算、実績をベースに年次計画として作成しているということで、5年度の実績ベースに6年度の予算を組んでるという状況でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 何か答弁的にちょっといまいち分かんないんですが、多分、私、こう思うんですよ。企業であれば年次計画というのは経営会議で使うものなんです。取締役たちが使って、前年のベースを基にして本年度の予算設定をして、前年ベース何パーセントアップしながらどういうことをするか、前年できなかったもの、できたものを分析しながら課題解決をして進めるものが年次計画なの。それを基にして、管理部門に対して年間計画を今度作成させる、それを基礎にしてね。そうすると、管理部門がその中において月別をつくっていかんかない、各セクションごと。それが出てこないことにはその年次計画は生きてこないと思うんですよ。だから、管理部門がそれをしっかりとつくってつかどうか。普通は年間計画、月別計画書なるものがあるってこれが生まれてくんだのではないかなと思って聞いてるんです。ただ、今、課長の答弁を聞いてっとなかなか

ちょっとそこが分かんないもんですから。それが出てきて、毎月、取締役会をやってるんじゃないですか、違いますか。

しからばですよ、今、令和5年度をベースにつくってるってことは、当初の部分、ふるさとが閉鎖する前の部分として、3月まで多分計画はつくっていらっしやったと思う。じゃなきゃおかしい話だ。それも出せない理由って何なんですか。答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

相原議員御指摘のとおりですね、月別計画がありまして、それを基に年間計画をつくって、その後に年次というふうになるかと思います。

ただ、公社の今までの取組の中で、月別計画というのは作成はしておりませんでした。月別計画は作成しておらず、先ほども申し上げた例えば6年度の当初予算を組む際には、令和5年度の収支の決算の状況を見て年間計画をですね、策定したということで、6年度の当初についてはあくまでも5年度の実績ベースを基に計画を組んだということでございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） そうしますと、年次計画、1年間の計画はこうですよという部分はあっても、詳細についてそれを達成するための手段、ツールというものは一切なかったってことだよね。毎月毎月、ただ今月これだけ売上げありました、結果だけがあって、それに対して比較対照するものが一切なかったわけだ。それでなじょやって経営を進めていくんですかってことですよ。町もそうなんですか、年次計画だけなんですか。毎月毎月、事業の進捗状況、多分やってっと思う、行政でさえ。「さえ」つったら失礼だね。行政もやっている。企業なんか特に数字に対してやるべき部分をしてこなかった。その点について、筆頭株主として、今まで株主総会で指摘とか質問とかなされたことないんですか、町長。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういうことの質問はございません。町として当然関わっていくということにはなりますが、経営ではないわけですね、町が経営するわけではないので、経営者は経営者としています。ただ、町としては関わりは持っていかなくちゃならないということでもありますので、今、指摘したようなことなども含めながら、これから取締役などにも出してですね、相談をしながら進めると、こういうことになるんだろうというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 経営は町ではない。あくまでも経営は町ではないけども、公社でやってる、けど経営には関わっていく。相反する矛盾する答弁だと私は思うんですよ。

例えばね、損益計算書とかいろいろ財務諸表を出されてるわけだ。例えば、令和5年を一つベースに取ってね。そうすつとそこにおいて経営の行き詰まり、例えば、赤字がなぜこうなったかって分析すべきだと思うんですよ。取締役はあくまでも定款にもある

とおり、中間配当なり決算配当なりというのが載ってるわけだ。第31条、第30条かな、たしかここに載ってるはずだ、配当についても。そういったことを踏まえれば、当然気にすべき案件ではないかなと思うんですよ。当然、町以外にも株主の個人の方々がいっぱいいますから、その方のためにも声を大にして言うべきではないかな。

例えば、損益分岐点って前話ししましたよね。どこでそれを判断すんですか。判断のしようないんですよ。結果だけ出てきて、ああ、赤字だった、黒字だった。やっぱりもう少しシビアにしましょうよ、経営ですから。会社ではないけど、経営やってんですよ、人を使って、人件費を出して、維持するってことですから。その点をどう捉えているのか、再度、筆頭株主の答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 筆頭株主であることには間違いないんですけども、経営ということと関わっていくということは矛盾しないと思っているんですよ、これはね。経営は経営者ですから、でしょう。町として、株主として、相談されたことなり、あるいは議会のほうでいろいろ提言を受けたことについてなども、それは会社のほうにこういうふうにやったらどうでしょうかと、そういう申し入れたりね、あるいは相談を受けたときはそれにああこうということ、そういう関わり方はしますよと。あるいは、町のほうで後ろ盾に助成をしてあげたいと、議会のあくまでもこれは議決が欲しいんですけども、そういうことについて関わっていきますよと。しかし、実際に経営しているのは町ではないわけですよ、これは。ですから、別に矛盾はしてないでしょう。そういうことだと思っていますよ。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町は経営してない、それは分かります。私言いたいのは、筆頭株主としてそういった部分もチェックをしながら、町でいろいろね、今まで過去にここにお金を補助をしてきて、援助してきてるわけですから、やっぱりしっかりそこは指摘する分、筆頭株主として物を申す者として、こうしたらいいんじゃないかと。それを相談受けるまで言わないで黙ってるってこともいかなものかなと思うんですよ。もう少しそこは考えて、経営にはシビアになっていただきたいなと思います。この件、これ以上引っ張っても答え出ません。

ただ、月別計算書も、これ今月中に出るんですか。さっき言ったとおり、前回、昨日、答弁の中では、今月中に改善計画書なるものも出していただくように努めるつつってるわけですから、併せて一緒に出てきますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、大分時間かかっているということで報告を受けておりますので、できるだけそういうふうに努力はさせたい。ただし、約束まではどうか分かりませんが、9月いっぱいに出せるように努力をさせますと。

それから、月別関係についてはもう少し多分時間もかかります。かかるでしょうから、

一緒にということになれば、若干、少し時間は余裕を見てもらえればなというふうに思います。努力はさせます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長ね、これ月別出さなければ改善計画書、意味ねえの。月別を先に出してから改善計画を出してください。それだけをお願いしておきます。

次の質問に入りたいと思います。

今、町長からいろいろね、経営に対してお願いはしている、ただ携わっていく。公社についていろんな部分は町長は御理解していると思います。

そこで、公社の強み、弱みを把握した中で、町長はね、町として経営戦略の立て直しへ入っていくと、関与していくんだということを言っております。関与するんであれば、それなりの考え、対策をお持ちだと思いますので、そのところを踏まえながら、その根拠も踏まえつつ答弁を求めたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

公社のまず強み、弱みということで、公社の強みとしては、町の主要観光施設内に所在する食堂の運営、町の特産品であるエゴマの加工及び商品販売など観光産業を支える拠点となっていることでありまして、弱みとしましては、マーケティングとしての市場調査であったり、商品を知ってもらうための広告宣伝活動等の営業力が劣っていることと把握してございます。

このため、町としての経営戦略として、マーケティングを強化するため、かつば茶屋のホームページの開設、エゴマ油のインターネット販売等を展開していけるように支援していきたいと考えてございます。

根拠といたしましては、かつば茶屋の令和6年7月末でのですね、当期利益がマイナス13万1,143円、同じくエゴマ部門ではマイナス60万644円と赤字であることから、今後、集客力や購買意欲を向上させ、黒字化に転換できる取組と考えてございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 課長から、今、答弁いただいて、何かいまいち分かんないんですよ、私ね。

公社の一番最初の原点に戻しましょう、町長。公社は何のためにまずつくったのか、町として。畜産産業の振興のための一翼を担うために、ステーキハウスふるさとを原点として始めたとは思っております、私はね。町長はどう捉えているか分かりません。

そこでね、そういうところからいくと、今の答弁からすごいね、欠如してる部分あんのね。要は当時、平成2年に畜産振興するために、畜産農家の振興を図ろうと町が思ってステーキハウスをここで作ってきた。ただ、それも定款にも載ってる、令和6年の法人化なっても。ただ、いつの間にかその畜産農家の部分が私は欠如してんじゃないのかなと。農家じゃないからね、畜産農家の部分ね、エゴマじゃなくて。1点そういう感じがします。

もう一つはね、だから畜産農家の方、もともと個人株主の方って畜産農家の方が多かったと私は聞き及んでおります。その方々、今、公社にこういった形で感じておりますかね。見向きもされなくなってきたんじゃないのかなと。協力、援助いただくために御支援いただいていますか、と私は思うんですよ、私は。町長はそうじゃないって言うかもしれない。

もう一つは、こう思うの。色麻の特産、町長はエゴマということを強調してます。ただ、1次産業の基幹産業は米なんですよ、色麻の米。畜産にばかり。また野菜、こういったものを含めて私は色麻の特産だと思っております。エゴマだけが特産ではございません。そういった部分がここに出てきてんじゃないですか。さっき言ったとおり、根拠の部分、かっぱ茶屋どうのこうのってありました。ただ、当初の6月末までの部門別の経常利益見たってエゴマはマイナスなんですよ。マイナスなんです、答弁聞いている限り。そういったことをどう捉えてるのかなというのが一つ感じられます。そういった部分、町長はどのように考えているのか、この公社、町の特産品を含め、その点どうですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ステーキハウスを設立したことの目的は、今言われたとおりであると思います。当初、評判も大分あったということで、状況は大変よかったんですが、この間、いわゆる牛肉のBSEでしたでしょうかね、そういうような問題があったり、あるいはいろいろ当初の建物から今の建物に替えたりということで、そういう浮き沈みはあったと。そして、結局はこの公社のほうで結果として持ちこたえられなかったということで、今回、どうしても続けられないということになりました。なったようです。

ただ、これから、この施設についてはこれから公募をして一般の事業者に貸したいという思いはありますが、その際には、やはり、同じような内容のものを提供してもらおうと。いわゆるラーメン屋さんとかということじゃなくて、やっぱり畜産関係に合ったステーキ関係とか焼き肉とかですね、そういうものを提供してもらえるような民間の方を募集をすると。いるかいなかは、まずこれは別ですからね。一応そういう思いでやりたいというふうに思っております。

町の特産品、それは確かに農産物全てといえども全てになるでしょう、それは。ただ、このエゴマについては前町長の時代から力を入れて、町の特産品ということで、ほかはないものということで大分力を入れて売り込んできたというふうに思ってます。それは私としても大事にしていきたいと。大事にしたいという思いですので、このエゴマについては、本来は町でやってもおかしくない、町独自でやってもいいんでしょうけれども、これを公社のほうにお願いしてきたといういきさつだと思うんですね。

それで、今年などは、何回も出ますけれども、エゴマ関係についての町からの補助金を議会で可決してもらいました。この点については、これからも出してあげたいというふうに思っているんです。あくまでも議会にかけなくちゃなりませんけれども、思いはそういうことです。ですから、米もあるいは誇れるものがあると思いますけれども、エゴマについてはこれからもやっぱり育てていきたいというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長の思いは受け止めましょう。たださ、公社の強み部分の答弁、ここにあんですけどもね、主要観光施設に所在する食堂の運営、今、ふるさと、入っていないんですわ。それが強みになんのかどうか。また、エゴマが特産品として、加工、商品販売、観光産業を支えるものの一翼を担っているのかどうか。先ほど経常利益的にはマイナスだとなっております。

令和5年の11月16日の全協で、町長ね、今後の町の関わりって私たちに示してんです、ここでエゴマについて、ブランド力の強化、販売拡大等、情報を共有しながら積極的に関わり、支援をしていくんだと。どうやってブランド力を高めるんですか、どうやって販売拡大するんですか。令和5年、令和6年にてこれから出てきます敬老会、これにね、エゴマ1本、今回も出てるみたいです。出して悪いとか俺そういうこと言ってんじゃないの。もう少し外に向けた販売力考えてくださいよと。販路拡大ってそういうじゃないんですかってことです。公社にそれをお願いしてと、ただ、その実際公社がそこになかなか至ってない。どうやってこれやるんでしょうね。

また、ここ5年間のエゴマの作付面積、作付してる農家の方、人数、計数は出てきております。年々減ってきてんですよ。その中でこの特産品を維持するためにどうするか。

あのね、予算的に多分、議会がこの間可決したつつうのは、指定管理という部分が頭にあったから多分可決したんだと思います。今、指定管理外れてんですからね。外れた中でそこに援助する根拠というのは何なんですか。あくまでも補助金を出すのであれば、公益性、公共性を第一に考えていただきたい。そういった部分の根拠が一切何も示されてない、町として。そういった部分の根拠はどうなんですか、町長。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 外に向けての販売関係ということであれば、さっき課長のほうから言われたようなインターネットなどを通じての販売促進をしていきたいと、支援していきたいと、こういうことになろうかと思います。

また、さっきも言ったんですけども、エゴマそのものについてはやっぱり町直営でやられてもいいんだと思うんですよ、これね。それを公社のほうにお願いしてるわけですよ、結局ね。町直営でやるべき、私そう思ってますよ。町直営でやるべきものなんだけども、町直営で、かっぱのゆと同じなんですよ、これ。町直営でやればかなり経費かかるんですよ、これは、人を使って。かっぱのゆもそのとおりなんですよ。ですから指定管理なんですけどね。そういう考えもあったんじゃないかというふうに私は思ってますんですけども、当初分かりませんからね。それで、公社のほうにお願いして、公社のほうで今までやってきたということですので、そういうことも踏まえて、私は公社のほうにこのエゴマに関しては助成をしてもしかるべきだと、こういう考えを持ってるんです。いずれ議会のほうでの判断もあるでしょうから、私としてはそういう考えで、いずれ議会のほうにも提案はしたいと、これは毎年毎年ですけどもね、提案はしたいと、こういうふうに思っています。指定管理ということでの正式なものではないにして

も、今言ったような内容で町に代わってやってもらっているんだという意味を含めた考えでそういうふうに思っているということです。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長、今、直営でやってもいいって発想したじゃないですか。私も直営でやったほうがいいと思うんですよ、指定管理外れたんですから。

今までの補助金、例えばね、エゴマの団地化等々について補助金、町で幾ら出してます、その額を含め。また、公社に対してエゴマの令和4年度のときにね、残った分、それに対しても補助金出したの。搾取について人件費も出してる。その分考えたら多少上乘せしたって町の直営のほうがいいんじゃないですか。ブランド力、町でつくりましょうよ、町長がそこまでエゴマにこだわるんだったら。それを他人に丸投げするような、そういう話じゃないでしょう。町長の思いがあんだったら町で直営にする、これが俺は基本じゃないかなと思うんですよ。指定管理外れてんですから、いま一度そこは考えていただきたいと思います。これね、町長とやってもね、水かけ論になりますから、取りあえず私は直営すべきだということを提案しておきたい。

次の質問、時間ないんで進めたいと思います。

6月会議でね、町長、一般質問、とある議員から出た部分、お許しをいただければ出してあげたいって答弁してます。この答弁の意図、真意、何なのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今言った回答を申し上げたことは、エゴマに関して、町として支援していきたいということであります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今言った真意というのは、私は分かりかねますけども、個人的にお許しいただきたいというのは、何のお金を出したいんですかね、具体的に。あのね、補助金関係なのかと思うんですけども、一番最初の部分に出てきてんですけど、債務超過額なのか、赤字額なのか、借入額なのか、そのまた人件費等々について何なのか、それが何なのか分かんないんですよ。いかほど出したいのか。当然出すのであれば議会に説明もすべきだし、当然、今、有線聞いている町民の方に御理解をいただかなくないと思う。それを今の一言で片づけるというのはちょっと乱暴じゃないんですか、と私は思うんですよ。聞いている人は多分そう思ってますからね、笑ってますけど。その点どうなのか、いま一度答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 補助金としてですね、これ繰り返しになりますけれども、やっぱりエゴマそのものについては直営でやるということになりますと、仮に3人必要とするか何人必要とするかちょっと分かりませんが、結構な出費になるだろうと思うんですよ。ですから、直営ということはあまり意識してないんですけども、そういうことのために、それを含めてエゴマ関係については助成をしてやりたいと、そういうことを意識した内容であります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長の答弁、何か聞いてっと自分の思いが先行してると。

あのね、総務省から指標出てんですよ、第三公社に対しての今後のね、自治体としての関わり方なりそういった部分、公的資金の考え方も含めいろいろ出てます。こん中に地方自治法とか健全化法の趣旨、ちゃんとしっかり把握なされてると思うんですよ、町長は。

それをした中で、どのようにこれを進めていくのかなと。エゴマの役割、地域における役割、将来の見通し、そういった部分をどのように捉えながら、また公社にね、お願いするってことはその公社の特性をどう把握なされてやってんのか、それを議会にしっかりと示していただきつつ、町民の方にも分かりやすく広報で示していただかないといけないんじゃないかなってことを私言ってるんですよ、再三先ほどから。それについてそのような答弁で話ししてる。だから、一番分かりやすいのは、やっぱり町で直営でやるからつたほうが分かりやすい。公社にお願いすっからみんないろんな部分で考えてしまうんですよ。町でそこまで特産品にこだわらなったらそこまでやってくださいよ。私はそう思いますね、エゴマについては。やめろつってんじゃないです。やるんであれば直営すべきだと、それを声を大にして私は町長に言いたい。これは町長と言っても水かけ論になりますから。時間もないんで、最後の質問に入りたいと思います。

経営責任について、6番議員が仮の話しましたので、私も仮の話をさせていただきたいと思います。

公社が債務不履行になった際、この責任はどのようなになっていって、誰が最終的にそれを持つのか、その点について町長に答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まずもって、答弁は要らなかったんでしょうけれども、エゴマの直営については今のところは考えておりません。さっきも、ちょっと余談になりますけれども、平沢温泉のことも言いましたけれども、ああいうケースで結局かかるんです、結局ね。そういうことで、直営は考えてないということであります。

それから、仮にということでもありますので、昨日の河野議員のほうに答弁した内容と同じでして、もし、そういうことがないようにこれからしていかなくちゃならないんですけれども、何でも世の中には万が一ということがありますので、そういうときにはそういうことで対応しなくちゃならないと思いますし、これが責任ということになれば、町が関わる責任というのは、全て町長が全部関わっていることについては、大小全部ありますので、経営の責任は別としても、責任ということはないということにはいきませんので、町が肩代わりするということもあり得るということを申し上げたとおりであります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） あのね、町長、一番最初に私言ってるじゃないですか、債務不履行になった際、責任は誰が取るか。要は今、現状、債務超過額、赤字額、残高の借入額、

いろいろ額あります。トータルで約1億円ぐらいになんのかな、計算してみっと。それはさておき、その部分でどこの部分が町で責任を持つのか、昨日の答弁聞いてちょっと怖かったんですよ。借金を町で肩代わりする、どの部分なんですか、肩代わりしようとしてんのは。例えばね、債務保証の問題、損失補償の問題を踏まえて、町は公社と契約結んでんですか。結んでないでしょう。そうした中で、どういった部分でそれを答弁なされたのか、その意図を再度答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 最終的にはいわゆる債務超過額ですね、債務超過額が残るわけですから、それは結局は町で肩代わりしなくちゃならないだろうというふうに思います。あとは、株は全部当然ゼロになるわけですがけれども、残るのは債務超過額だということになりますので、それは町のほうで肩代わりしなくちゃならないだろうなと思っております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 債務超過額3,000何がし、3,600万円かな、何がしの額が債務超過額になってる。ただね、借入れ約6,000万円まだあるわけだ。令和8年、元本も含め返還が出てくると。月々80万円の返還をしていかななくちゃいけない。それができなくなったときの債務不履行って話なんですよ、私は。そうなったときにどうすんだと。それを返すために多分職員の人たち一生懸命頑張ってると思う。それは分かる。分かっけども、企業なんだから、経営なんですから、借りたものは返す、誰でも分かる話です。そのための考え。無限責任と有限責任って言葉あんですよ、法律上。町長御存じだと思う。その部分を今の債務超過に当てはめた場合、それでいいのかどうか。いいのであれば、それは何の根拠でそう言ってんのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局ね、あまりここんこの議論はしたくないんですけれども、（「話して」の声あり）いや、したくないんですけれども、このとおり有線で流れるもんですのでね。仮に倒産ということになればですね、債務超過額のところは残るわけですよ、結局ね。ですから、それは結局は町で肩代わりしなくちゃならないんじゃないだろうかという思いであるということは何回か申し上げてるとおりです。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） あのね、私も倒産とか破産とかっていう話はしたくないんです、まだ現状、一生懸命頑張ってるから。そういう話じゃないの。町民の人が、これだけ債務超過抱えてる部分に、町は万が一なった場合どうすんだべっていう声があるもんだから、私もそれは感じるの。そういった部分を踏まえてどうなのかって話ですよ。

総務省の指標を見たことあります、公的資金の考え方、こういった部分については公的資金を行うべきではないという発言があるんです。一つは債務超過に陥った団体、第三公社、または経常収支が赤字の団体、こういったところに公的資金は入れるべきではないのではないかということは指摘されてるんです。町としてできないわけではないけ

ど、そこの指摘が大きくあるわけだ。それをするためには、議会への説明、議会への。町民への情報開示をして、情報公開をして理解を求めなくてはいけないという前提があるんだよ、町長。それをしっかりと示していただきたい。ただ、町長はそういったことを一切今言っていない。町民が今気にしてる部分、あまり触れたくないんだと。触れないわけにいかないからここで質問してるんじゃないですか。その点ね、どうなのか、再度、町長、答弁求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局倒産というふうには言わなくたって、万が一というのはそういうことを言ってんでしょ。仮にこういうふうになった場合というのはそういうことを言ってんでしょ。だから、そういうことにならないようにまず努力はしなくちゃならないけれども、あくまでも仮にと、仮にという枕言葉を使われればですよ、そうなれば町で肩代わりすることもやむを得ないだろうということを言ってんであって、なにもそっちのほうを今はそうならないように努力をするという段階です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） あのね、時間ないから。仮にって話じゃないの。今まで町長とやり取りしてきてね、公社の今までの流れを見て、改善計画がしっかり出来上がってない、また月別計算書も出ていない、そういった中でどうやって運営をしながら売上げを上げつつ利益を出すのか、損益分岐点はどのように考えてんのか、町として。筆頭株主は一切そういうこと答弁してないわけですよ。それで、仮にって話じゃないのよ、これは。そういった部分が何もないから、不安がいっぱいあるから、そうなっていった最終的に債務不履行になったらどうすんだって話なんです。仮にじゃなくて、いろんな状況を踏まえた話ししてんですよ。不安材料なければこんな話ししません、町長。町民の方だってそう思ってると思います。それに対してしっかりと答弁をしていただきたいから質疑をしている。そういう意味で疑義をただしてんですよ。それにしっかりと答弁していただきたい。

先週の金曜日かな、8番議員に対して独り言のような答弁してっから、こういう部分で。すごい不安視あんですよ、私は。独り言をここで言うんじゃないんですよ。

町の責任者、筆頭株主として、物申す人間として、公社に対してどうすっか。エゴマに対してだって直営では考えてはいるけども、できないから公社にお願いする、金がかかる。じゃあその金がどれくらい違うのか計算したんですか、してないでしょう。やっぱり調査して、比較対照して分析して、その上で、こうだから公社なんだつつんだったら分かりますよ。言葉取るわけじゃございませんけども。そういった責任をちゃんと示せるものが一切今はない、申し訳ないけども。だからこうやって私は声を大にして今言ってるわけです。町の最終的執行権者であるのは町長です。確かに議会にかけなければ、議案をかけなければ、認められなきゃ出せないのは分かる。ただ、かけるんであれば、しっかりと説明できるものをしていただきたいんですよ、そういうふうな思いを持ってるんだったら。

いろんな部分を考えると私はちょっと不安がいっぱいあります。ここでね、公社をどうしろ、ああしろって私は言いません。ただ、この不安材料を一つでも解消できるように努めるのが筆頭株主としての、町長としての私は責任だと思う。そういうことをね、ちゃんと町民の方、議会に説明をしつつやっていただくことをね、求めている。いま一度、その点についてどうするか答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 時間になりましたので、一般質問を終了いたします。

すみません、失礼しました。

これで、5番相原和洋議員の一般質問を終わります。

次に、10番中山 哲議員の一般質問の発言の許可をいたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。10番中山 哲議員。

〔10番 中山 哲君 登壇〕

○10番（中山 哲君） それでは、通告しておりました件について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、全国学力調査について質問をさせていただきます。

まず、文部科学省が、4月18日、小学6年生と中学3年生を対象に全国学力学習状況調査を実施、その結果について令和6年4月の29日に公表されました。

そこで、宮城県の正答率は、また色麻学園の正答率は、さらに正答率上位の県との差がなぜ縮まらないのかお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 中山 哲議員の質問に答えたいと思います。

宮城県の仙台市を含む正答率の結果であります。小学校の国語は66%、算数が55%であります。また、中学校国語が57%、数学が51%という結果でございました。仙台市を含まない結果ということになりますと、小学校国語が65%、それから小学校の算数が57%、中学校の国語は55%、中学校の数学が46%ということであります。

色麻学園の結果については、学力学習状況調査は学力の一部を表すものであり、学校における教育活動の一側面であることから、平均正答率などの数値を公表することにより学校間の序列化や過度の競争をあおるおそれがある。数値での公表はこれまでどおり差し控えているというところであります。

具体的には教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

色麻学園の結果ですが、前期課程、小学生は、国語においては国及び県の平均を下回る結果となり、国及び県との乖離が少し見られました。算数については県と同じレベルですが、国の平均を少し下回りました。昨年度と比較すると、国及び県との乖離は改善傾向が見られました。

後期課程、中学生の結果でございますが、国語と数学ともに国及び県の平均を下回る結果となり、国及び県との乖離が見られました。

正答率上位の県との差がなぜ縮まらないかという質問についてですが、宮城県教育委員会は、「結果を重く受け止めている。各市町村教委で効果が出た取組を他の市町村で展開するなど、地道な活動を続けていく」と説明をしています。

色麻町としても、結果を受け止めながら、児童生徒一人一人の学力が向上する対策の充実を図ってまいります。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今の答弁を聞いてますと宮城県はなかなか上がらないということになるんだろうと思います。そしてまた、色麻学園の正答率については、過度な競争につながるということで公表はできないということの答弁をいただきました。

そこで、町長に伺います。この結果を見て、町長はこの結果についてどのように捉えておられるのかお尋ねをしておきます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私が捉えているというよりも、専門でありますから教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今、町長は、教育長に答弁をしていただくという話なんだけれども、町長は総合教育会議という会議がございます。これについてはね、地方自治体の首長と教育委員会の教育政策についての協議、調整、会議全体で地方の教育行政の組織及び運営に関する法律についてということで設置されておりますけれども、この中で町長はこれのトップとしてあるから、町長としてはこの結果を踏まえてどのように捉えてんのやっていうことでお尋ねしてるわけですので、町長の捉え方を町長なりに答弁していただければ結構です。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 細かいことについては別として、大まかに言えば、県平均より下回ったということは残念だなというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長はそれなりの捉え方なんだなと思って、これに対してもっと奮起していただきたいとか、もうちょっと頑張ってもらいたければいいなというような思いを多分持ってはいるんだろうけども、それらについて、やはり、この会議等々なりでこういったものが話題にならないのか、なってんのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 今、総合教育会議でのお話でしたが、今年の4月に行われました総合教育会議の一つの話合いの内容として、色麻の学力向上対策について教育委員会より説明を申し上げました。その中では、もちろん今回の学テの結果、それから、今行っている学力向上対策についても、教育委員、そして町長を含めてですね、共有させていただきました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今ね、教育長のほうからこれらについて協議をしているという答弁をいただきました。やはりね、こういったものはやはりトップを中心として、やっぱり話し合うのが当然であってね、これがないなんつったら全くおかしい話なのでね、当たり前だろうと思います。

その中でね、やはりトップとして町長にまた聞くんだけど、やっぱり学力を上げてほしいと、簡単に言えば、教育長にお願いするとかそういった話をしたことがございますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 個人的にはそういう話の具体的なことはしておりませんが、今言った、いわゆる教育会議、これは町長が招集ですので、そういう中での話題ということで、教育委員の皆さんなりあるいは教育長からなどの話の中には出ております。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まず、町長個人的には話をしない、んだげっとも会議では出てる、どう捉えればいいのか分かんないけど。そういった中でね、それらについては話をしているというふうに理解をさせていただきたいと思います。まず、でも積極的にそういった話をやはりやっていただいて、毎回、毎年行われる学力調査、これらについてはやっぱり1点でも上げていくのが筋だろうと思います。

そうした中でね、先ほど色麻学園の正答率については、過度な競争につながるものだから公表できないというような答弁をいただきました。「過度な」というのは何を指して過度なのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） この全国学力テストは、大体約17～18年前からですかね、これが始まりました。さらに、その前には全国の統一テストっていうのが私の小中学校時代はあったんですが、それが一旦なくなったというのは、そこで過度な競争、いわゆる点数を上げることにだけに主眼を置いた指導がなされていたと。ひどいところではテストしてる最中に「あ」とか「うん」とか言いながら子供たちを導いたりとかですね、そういうのがあったりとか、あと点数至上主義でいわゆる友人関係にひびが入ったり、そういう弊害が起きたから一旦やめたってことなんです。ただし、全国の児童生徒の学習の状況を把握するためには、やっぱりこういう検査というのは必要なんですね。それで再開する場合も、再開するに当たって文科省では過度な競争に向かわせるような弊害が出ないようにということを前面に押し出して実施をしてきました。

今の状態、私もですね、例えば色麻町が複数の学校があってという状況であれば、いわゆる町としても数値というのを公表すべきであると思っておりますが、1校なので、ここで公表するというと1つの学校を教育委員会が公表するということになりまして、それは避けております。ただしですね、1点でも高くという思いというのはやっぱり、今、教育長になってもこうやって思っておりますし、現役の教員時代も口では出さずと

もそういうふうな思いを抱きながら、いわゆる授業の改善とかそういうのに取り組んでまいりました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午後 11 時 11 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 教育長は、今、公表もしたいんだと、だげっとも、気持ちは公表したいと。しかし、本町には色麻学園 1 校しかないということだね、それにつながるといことなんですけれども。教育長にね、教育長というよりも、まず町長に、一般質問は町長に尋ねることだから、ここでね、うちらほうでさきた答弁の中に、小学校について、前期課程ということは小学 6 年生のことなんだげっと、昨年度と比較すると国及び県との乖離は改善傾向が見られたと。かなりいい響きのある答弁いただいて、これは物すごくいいもんだと私は思います。なぜならばね、教育長、ここで、宮城県に学校は、小学校、中学校っていうかね、小学校は何校あるのかお尋ねします。今すぐ出ねげれば……

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 小学校は359校、そしてね、中学校は199校、去年から見ると小学校は2校減ってる、そして中学校は1校減ってる。

ここでね、なぜすごいいい響きだかというね、このくらいの学校がある中で全国テストをやってね、去年より改善傾向が見られるということは、なぜ言うかったら、1点でも違っただけで物すごい違いが出てくるということなんですよ。その1点は、全国との乖離、うちらほうでは多分3点から6点もしくは3点から7点、その中の範囲にうちらほうの色麻学園が入っているか、それ以上に乖離が進んでいるか、そこは公表してもらわないと分からないわけなんですよ。だげっとも公表できないつんだげっとも、それをもっとうんと評価して、教育長にね、子供なり先生を褒めていただきたいというのは、その正答率を公表していただきたいという願いを込めて言ってるわけなんですよ。なぜならば、ここんどこで改善傾向が見られるというのはそういう思いがあるからってんの、私は。それはこの言葉だけで、何点ここんどこで縮めたかっていうその成果が見ら

れないんだよ、教育長。この点を考えた場合に、これ公開すべきか、しないほうがいいのか、もう一回お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 改善傾向があるものについてはですね、学校の先生方を教育長は褒めよということなんですが、私はとにかく結果を全て受けて、色麻学園の先生方、今一生懸命やっているということで、そういう話はいろんなところで機会があれば話をしております。

公表についてはですね、やっぱり学年によってばらつきがあるものですから、なかなか色麻みたいな小さいところで1つの学校で人数も少ないとなると、例えば、ともすると、今年の学年はこうだった、去年はこうだったよとか、そういうような話にも、何ていうんですか、つながっていきかねないので、あくまで点数は、はっきりとした点数は、とにかく0.1違ったって0.1の差、その数字だけが独り歩きしていきますので、こういうような、いわゆる何ていうんですか、言葉というか、文言を使った公表にとどめております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 私が言ってるその思いというかね、そして教育長、学校、先生がね、努力した結果がね、縮まってる、生徒が努力した結果がね、縮まってる、ここに書けんだよね。その結果をなぜ、素直にやっぱり示して、もっと向上をしていただく努力というかね、それらの励みになるんじゃないかなと私は思うよ。そういったものをなぜ公表できない。だったら、全国学力調査というものについて最初から拒否をして、競争の教育はやめたらいいんじゃないですかと私は思うんだげっとも。そしてね、その辺については、教育長、どのように思いますか。競争しないよう、しないでいける、だったらどうすればいいか。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） この学力テストの目的はですね、あくまでも義務教育の機会均等とその水準の維持向上であると文部科学省は言っております。これはあくまでも、先ほどもお話ししましたがけれども、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、これまでの例えば教育課程と教育政策の成果と課題を検証し、その改善を図るということであり、また、個々の学校においては、それぞれの学校で行われてきた指導、それから現在その学力テストを受けた子供たちの状況を把握して、一番の目標は、その結果に応じたそれ以降の支援をしていくということと、その結果を分析したことをさらに別な生徒にも生かすということでもあります。

つまり、先ほども申し上げたように、数字というのは本当に0.1、0.01の差でも独り歩きしております。色麻のような1町1校のところはですね、やはり公表することの弊害のほうが私は大きいと考えて、文言による公表にとどめております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 調査の目的は、今教育長が言ったようにね、義務教育の機会均等、そして水準の維持の向上の観点から行うとなってるんだげっとも、現実にはね、でも競争なんだよね、やっぱり。1点で泣くんだよ、1点。我々も4年に1回、試験とは言わないげっとね、1点の重みというのは半端じゃないんだよ。それと同じようにね、やっぱり学校だってそうなんだよ。

そこんところで、教育長、やはりうちらほうは1校しかないからそういう弊害があると。だったらやめたらいいっちゃつたげっと、そういった教育をやめた欧米には国があるんだよね、オランダなりフィンランド、一番はフィンランド。要するに、そういう切替えをやっても世界でトップクラスの学力を占めてるのがフィンランドなの、競争の原理をやめた、教育をやめた。だから、やめたらやめたなりのやっぱりやり方があるということなの。だげっとも、日本はやめられないの、やめたらいいっちゃつたげっともね。文部科学省が全国一斉にやるもんだから、そいづをやめたというわけにはいかない。

そういった中でね、1点でも上げていくのにはやはりその公表はやっぱ一つの在り方だと思うよ。そして、子供たちが、ここんところで公表されないことにおいて、どこんどこまでどのようになっているかということだって分からないわけでしょう。だったらこれ個人的にこの数字は終わった後に示してんですか。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 個人の結果についてはそれぞれの個票がまいりますので、学校から示されております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） そういうことで示してはいるんだってことね。そして、いろんな面に役立てているんだろうと思うんだげっとも、現実にはやはりその数字をやっぱ示さないことには分析から何から努力をしてもらうにはつながっていかないから、個人にはやっぱり示すわけだよね。

そういった中でね、やっぱここんところで宮城県はなぜ差が詰まらないのかということをおっしゃって、「色麻町としてはこの結果を受け止めながら児童生徒一人一人の学力が向上する対策の充実を図ってまいります」ってんだげっと、具体的にどういった対策を図んのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 具体的な対策、2番目の質問ということでよろしいでしょうか。改善対策ですよ。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） この答弁書にね、色麻町としても結果を受け止めながら児童生徒一人一人の学力が向上する対策の充実を図ってまいりますと、1問目の答弁書に書いてます。そういった中で、宮城県の教育委員会は、結果を重く受け止めて、各市町村教育

委員会で結果が出た取組を他の市町村でも展開するなど地道な活動が続けると、ここに書いてるよね。だから、よそのやつで結果が上がったと、今度見て、そいずまねしろつつうことなんだろうべげっともさ。そういった意味なんだべげっとも、本町ではどうすんのやつつたときにこう書かれてっから、どういう対策を取んのと。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） それについてはですね、2番目と関わってくるんですが、やはり授業改善を第一と考えてですね、学力向上マネジメント支援事業を今年受けたりして授業改善に努めております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 要するに、ここんところでは2番目さつながんだということなんだろうけど、この2番目のやつについては、改善対策を講じて、これまでの全国学力調査の正答率を踏まえ、正答率向上に向け、色麻学園としては改善対策を講じているかという2問目の質問になんだげっとも、そいつさつながるということで答弁してんだということなんですけどもね。でも、今年からこの指定を受けてるということになるんだけど、これまでの対策としてはどうだったのか、今年じゃない。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 例えば、総合教育センターとタイアップした授業改善を行ってきたり、あと町の学力向上のための試験ということで、標準学力検査を導入したりしております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） これまではその学力調査なりの結果を踏まえながら、そういったものを使いながら対策を取ったということなんだろうけども、なかなかそれも乖離が縮まらないと。その中で、今回はここんところで去年より乖離が縮まったように見受けられると書いてっげっと、それまでは縮まっていたのか、いないのか、その辺について。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） これもですね、先ほども申し上げたように年度によって差があるというのが色麻の現状でございます。今年是这样だった、去年はああだった、来年はこうだったという状況で。例えば、私、標準学力検査も小学校で導入してから3年目に6年度で入りましたので、なかなかそういうような長い目で見た結果で、改善されたか、差が縮まったかというのは言えない現状であるのが正直なところでございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） それは長い目で見ないと分かんないということなんだろうけども、結果的にね、ここんところで言う、うちらほうでは今度、今年から宮城県の教育委員会から学習と、あいったね。

んでね、もう一回、2番目の質問、もう一回します。これまでの全国学力調査の正答

率を踏まえ、正答率向上に向けた色麻学園の改善対策について、もう一度伺います。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） まず、調査結果を教育委員会、学校、それぞれで詳細に分析、考察し、改善策はできることから以前より着手しております。今年度は宮城県教育委員会から学力向上マネジメント支援事業の指定校の委託を受けており、マネジメント支援事業の5つの柱である中核的な組織づくり、授業改善、客観的データに基づいた検証・指導対策、学習のつまずき解消、小中連携の推進の5つに沿って取り組んでいます。

中核的な組織は、色麻町学力向上推進会議です。色麻町学力向上推進会議において学力向上対策を協議したり研修を行っております。9月5日の第2回色麻町学力向上推進会議では、色麻学園に文部科学省DX戦略アドバイザーを講師として招き、ICTをより効果的に活用する研修を行いました。これまでも色麻学園の先生方はロイロノートというアプリを活用し、子供たち一人一人の学習に寄り添った授業を展開していますが、より一層個別最適に同時に協働的学習を進める指導の仕方について先生方に学んでいただきました。

授業改善と小中連携は、義務教育学校の強みを生かして進めております。授業改善は校内研究を軸として取り組んでおります。研究主題を、わかる・できるを実感させる授業づくりとし、研究副主題を教員一人一人が定め、一人一人が授業改善に向かう個人研究を母体として、各個人の研究副主題や授業改善の視点において共通項を有する教員がグループを組み、互いに授業を公開し合い、協働的にも校内研究を推進しております。さらに、今年度は宮城県北部教育事務所学力向上マネジメントアドバイザーにも色麻学園においでいただき、先生方の授業の様子を参観、その後に校長室にて助言をいただいております。アドバイザーの訪問は年6回の予定です。

客観的データに基づいた検証・指導対策と学習のつまずき解消への取組については、町学力調査と全国学力学習状況調査の結果の活用です。町学力調査は、1年生は12月に実施、2から6年生は4月と12月、7から9年生は4月に1回実施しています。全国学力学習状況調査は、御存じのとおり、6年生と9年生が4月に受けている調査です。調査結果に基づき、授業づくりや授業改善等の対策を講じると同時に、子供たち一人一人の得手、不得手に応じた学習が大事であると捉え、得意な学習に自信を持たせる学び、また、一人一人のつまずきを解消する学び直しに取り組ませるために、AIドリルを活用しております。また、算数・数学は、学習内容を積み上げて学ぶ教科ですので、学習したことを復習する学び直しを充実させる取組を行っております。

さらに、一人一人の学習状況に応じた学びを進めるためには、保護者の皆様の御理解と御協力も大事であると考え、保護者向けに家庭学習の充実についてというお便りを教育長と校長連名にて発行しております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） この中で、宮城県から、今年から学力マネジメント支援事業の指

定を受けたということになってます。この学力向上マネジメント支援事業というものはどんな事業なのかお尋ねをしておきます。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） この学力マネジメント支援事業とかですね、県が令和2年から取り組んでいる事業でございます。

今年度指定を受けたいきさつは、色麻町はですね、独自に学力マネジメント支援事業に当たるような学力向上対策をこれまで取ってきましたので、それを県教委が認めてくださって、さらに県の指導主事の派遣等の御支援をしますよという形で連絡をいただいて受けております。

この学力向上マネジメント支援事業はですね、学力向上のために5つの柱というのを設けておりまして、1つは学力向上を推進していくための中核的な組織づくり、これが先ほどお話をした町の学力向上の推進のための会議でございます。

それから、全国学力学習状況調査結果を全職員で共有、授業改善。これはいわゆる分析結果を共有して、それを生かした授業改善を行うというものでございます。学力学習調査、検査等による客観的データに基づいた検証・指導対策、これはこれに加えてですね、いわゆる標準学力テストなども含めております。

学習のつまずきを解消する時間、これは学び直しです。学びの系統性、小中連携の推進というもので、具体的な中身としては、1つはいわゆる全国学力状況調査プラスいわゆる色麻で令和3年度からですか、導入しております標準学力検査。その年2回の実施で学力を検証して、2回目以降はその学び直し、補填に当てるという検査をやっていること。それからGIGAスクールの中ではAIドリルが導入してあること。本町ではeライブラリとAIドリルが自動的に、AIドリルに導入した時点ではAIに対応してなかったんですけど、アップデートされてAIドリルになっております。それから、標準学力検査の結果から、それを受けて学び直しができるというソフトの提供も標準学力検査の会社から頂いて、それもAI介されて、例えば自分がここができなかったら自動的にそういうものが学び直しできるようなAIドリルも導入しておりましたので、いわゆる県の学力向上マネジメント支援事業で考えている具体的な方策を町でやってきたので、さらにということでの指定を受けたわけでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） そこでね、もう一つ、ここんどこにね、文部科学省のDX戦略アドバイザーを講師に招きというのがあんだげっと、文部科学省のDX戦略アドバイザーというものはどんなものなのかお尋ねをしておきます。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） これはですね、GIGAスクールの延長上であると考えてもらっても構わないと思います。いわゆるタブレット、個別最適な学びを実現するためにはタブレットの有効活用というものが欠かせないということで、それにたけている方を招

いてですね、いわゆる講義をしていただいたというところでございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） ここんとこで文部科学省のDX戦略アドバイザーってのは、今、教育長から答弁をいただいたんだげっと、実際、学校における教育の情報化に向け、方針、ビジョンの作成やICT活用に関する研修、ICT環境の整備などに関する困り事を持つ自治体や教育委員会、そこでね、専門的な知見を持ったアドバイザーが助言をするという支援の事業だということなんだろうけども。ここんとこで本町ではこれを招いたということは、こういった事業について着手をしていくわけだから、これをやっていくためには先生方の協力が必要なわけだね。そういったものについてのやり方について、どのような学校内では教育委員会っていうかね、町としてはどのように先生方の協力を仰いでいるのかお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 色麻学園の先生方の協力及び協力体制についてですが、これ本当に手前みそになるんですが、色麻学園、義務教育学校になる前からですね、私見てですね、本当に小中一貫校の教育のよさが表れている。いわゆる小学校、中学校の先生方が一緒になって協力し、学力向上に絞ればですね、努めているという体制は既に出来上がっていたと思っております。それで、その中で、GIGAスクールのタブレットの活用についても、色麻はほかと比べてもですね、十分胸を張って活用してますと言えるぐらいの活用はしていると思っております。今回は、さらにそれを充実し、さらに学力向上につなげるようにという意味で、学校、それから指導主事等の考えを基にですね、行った研修でございます。

例えば、この間ですね、指導主事学校訪問というのが年1回あるんです。教育事務所の指導主事の先生が学校を訪問して、それで研究授業を見て、それで一緒に授業について話し合いをしていくという事業があります。それを私も参観してまいりました。そこでびっくりしたのは、まずとにかくタブレットを本当に違和感なく、小学生、あのときは4年生です、自由にやってる姿がですね、4年生でもそうなんだと思ってびっくりしましたし、授業終了後、授業についての話し合い、先生方がグループに分かれて話し合いを進めていくんですが、それもタブレットを使ってですね、生徒が授業で使うように、何というか、付箋紙代わりのソフトがある、そこに自分の考え、見た考えを入れてって、それを共有してというような、授業で行われてるような協働的な学びが本当に真剣にやられていたことにびっくりしました。色麻だけではないんですけど、最近の教員構成ってどんどん若返ってきてるんですね。本当に2年、3年目の先生が主になるような状況の中でも真剣にいわゆるグループ内でそういう話ができているところというのは、本当にこれが義務教育学校のよさ、グループは小中もちろん交ざってますので、よさなんだろうなと思っております。

それを支援していくっていうのが、教育委員会、私の考えで、その学力向上のため真剣に先生方が取り組んでいる、その支援として、そのバックアップとなっている標準学

力検査を公費で、何ていうんですか、やったりですとか、そういう手厚い支援をしていくというのは私の考えでこれまでやってまいりました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） なぜこいなふうに聞くかっていうと、やっぱりね、学校の先生の協力なしではこのG I G Aスクール構想っていうのはあり得ないんですよね。でも、今、教育長の答弁聞いててね、本町では義務教育学校ということで、これらをスムーズに取り入れられる体制ができてたやの今答弁をいただいたんだげっとも、全くそういった形で受け入れてもらえればいいのかなと思うんだげっと、これを苦手とする先生もいるんだよね、苦手とする先生も。要するにD Xね、デジタルフォーメーション、これを苦手とする先生だっているわけですよ。そういった意味からすれば、先生の協力がなくては駄目だということで、私、今尋ねたんだげっとも。そういった中でね、本町ではその体制が万全に取られてるというのを聞いてね、力強い思いをしたんですけどもね、やはり先生方の協力が全くなくてやられないということもあるわけだから、これらについてはしっかりこれに向けていかれるっていうことを、今、答弁で分かりました。

しかしね、ここんどこでね、文部科学省のアドバイザーを呼んだときのうちの、さっき言ったんですけども、何の部門をアドバイザーにお聞きしたかったというか、どういうことで招いたのかというのを、核心の部分は何だったのか。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） これはやはり先ほど申し上げたように、話を聞くことによって、今進めてきていることがその方向でいいのかというところをですね、判断するということは、これだけじゃないんですけど、それが一つの目的であると。それから、さらにこれに発展させるために、新しい情報、それから国の進む方向性を知ることがもう一つの目標であったと思います。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今進めてる色麻学園の方向性を確かめるためにアドバイザーを呼んだと。そういった中で利用させてもらったということなんでしょうけども。そういった中でね、ここで県の学力向上についても話されております。そうした中では、ここんところでは5つのやつをやってるね、さきたね、答弁してた。その中でね、1つは委員会を設置したと、あとは学力調査の分析等々とあるんだけど、4月の学力調査やった。これらについて分析は、これを見るとだよ、学力向上の対策、検討つつことになるんだげっと。そして自校での分析、課題の共有ということで、学力調査をしたわけだから、分析、課題の共有、対策について、どうされてんのかお伺いします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 分析についてはですね、全国の学テと同じようなレベルでこうやって分析をしております。各学年について、いわゆる標準テストって目標というもの

があるんですけど、全国標準、それについての乖離はどうだったのか、それから学年ごとの傾向はどうかというのを分析しております。それから、問題一つ一つでもこういうところが落ちているということも出ておりますので、その辺の分析も全国学テと同じようにこうやってしております。それは教育委員会での分析に併せて学校も独自に分析しておりますので、双方すり合わせた上で、こういう方向、何をすべきであるかというのを相談して進めております。そのまず一步が、先ほどお話ししたように家庭学習へのお願いなんていうのは、今年、この結果を受けての家庭学習のお願いを教育長と校長連名で出したというのはこの分析結果を受けての対策の第一歩でございます。

それで、標準学力検査ですね、これだけではなくですね、令和3年から導入している i - c h e c k というですね、総合質問紙っていうのを町独自で導入しました。これは、それぞれの児童生徒の個の状況がどういう状況であるか、例えば困り感だとか自己肯定感とかいろいろ含めたそういうものを把握したり、それから学級としての集団としての今の状況、まとまりがあるとか、ちょっとこういうことが心配だとか、そういうものを把握する検査などもしております。これと標準学力検査がですね、リンクしております、それも生かした個々のいわゆる目標値、学習に対する目標値、例えば4月に受けて12月までにはどういうところを改善していこう、どういうところを頑張っていこうとかですね、さらに伸ばしていこうという個々の目標値なども設定して取り組んでいるところでございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 分析はして、そして12月の2回目の学力調査に向けてやってるということでの答弁をいただきました。

そうした中でね、これ令和3年からやってんの。令和3年つうと今年でもう3年目か。3年目になって、こういった対策というかね、このG I G A構想っていうかね、こういったものに対して対応してきてる中で、でも結果がなかなか出てないと。ここにはやっぱり問題、その分析等々の改善等々についてのやっぱり問題があるんじゃないかなというふうに私は捉えるんだけど。

そういった中でね、やっぱりG I G A構想っていうかね、これ3番さも行くんだげっとも、現実にはね、ここでね、一斉教育っていうのあるよね。今まで我々はそれを受けてきたわけ、一斉学習とかね。そしてやっぱりその中核となるものというのが、一つの学力の目標だよというのが一斉学習なんだげっともさ、教育なんだげっとも。ただ、この部分で、3番目さ行くんだげっとも、こいつになってくつと今度単元っていうのが必要になってくんだよな、やっぱり。これが今度言ってるやつなんだげっとも、まだ今そこんこまで話を進めていけばいいかどうか分かんねげっとも。要するにG I G A構想していくわけには一斉教育んところを多少変えて、改善、創意工夫をしないと、ここんこで成果上がってかないんだよということなんだろうけども、これらに対してね、3問目に入っていくことになんだげっとも、これら含めて、まず3問目の質問をお願いします。

中央教育審議会は、平成31年4月に文部科学大臣から新しい時代の初等中等教育の在

り方について諮問され、答申をまとめられました。この答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」として、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学び」とあります。

色麻学園ではこれらの事業に取り組んでいるのか、また取り入れていなければ、取り入れる考えはあるのかということで、3問目の質問をいたします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 令和3年1月26日に中央教育審議会より答申された内容について概略を整理しますと、答申は第1部で総論、第2部では各論について述べられています。

第1部の総論では4つの項目に整理され、とりわけ2020年代を通じて実現すべき令和の日本型学校教育の姿では個別最適な学びや協働的な学びについて述べられています。

個別最適な学びでは、個に応じた指導を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により個に応じた指導の充実を図ることや、情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されております。また、ICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、個に応じた指導を充実していくことが重要で、その際に主体的、対話的で深い学びを実現し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育むことについてなどが述べられています。

協働的な学びについては、探究的な学習や体験的な学習等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働すること、また一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出すことなどについて述べられています。

色麻学園ではこれらの事業を取り入れているのか、また取り入れてなければ、取り入れる考えはあるかという御質問ですが、先ほどの御質問でも回答申し上げたとおり、取り入れております。学力向上マネジメント支援事業を受け入れての授業改善、色麻町学力向上推進委員会の設置、それから学力向上マネジメントアドバイザーを招いての授業の助言、それから独自の学力調査、それからAIドリルの導入などですね、個別最適な学びと協働的な学びの実現に沿って具体的な取組を展開しているところでございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） ここに入ってくるんですけども、実際ね、今、色麻学園ではこれらを取り入れてもうやっていると。そうすると、やはりさっき言ったように一斉授業ね、これらもやっぱり創意工夫を重ねながら、これをやはり自分のものというか、色麻学園の独自のものをつくっていかないと、なかなか学力の向上もいかないというのが現実だと思います。でも、やっぱり令和3年から取り入れて、なかなかそれでも成果が上がらない。やはり目標の持ち方、そしてやっぱり授業の持ち方、いろんな面でやっぱ創意と工夫がまだまだ必要だということがあるんだろうと思う。そういった中で工夫をするためにも文部科学省のアドバイザーなり県の学力向上なりのマネジメントをいただくためのアドバイザーを利用しようっていうかね、してやってるんだろうけども、それらについてね、やはりもっともっと、県の義務教育課も言ってるように、課長も言ってるよう

に、やはりそこんここで成果を上げてつとこの学校のものというのも見るのも一つの在り方だと思うね。みんなその会議の中で、いろんな会議の中で色麻の会議も持ってるもんだから、その会議の中でも改善を議論しているだろうと思いますけれども、そういったのは見ることに於いて一目瞭然ということだね、やっぱり理屈語ってるよりやっぱ見て、そういったものを取り入れながらやっぱ発展させて向上して、学力を上げて、やっぱ乖離を縮めていくという努力は必要だと思う。

それらについてね、そしてね、答弁でもA Iドリルを使っていると。私、全然思ってたの。でも、すごいなと思った、やっぱ。それも令和3年から使ってるわけね。やっぱりそうしたときに、このA Iドリルというのは物すごい力を持ってるわけだね。さきた答弁の中にもあったように、できないものの分析までして、ちゃんとこういった問題をこうだよという解決するまでの中身までできてんだよね。そういったのを使ってるんだったら、うちらほうにG I G A構想でやっぱりタブレットなりパソコン、子供たち一人一人に預けてるわけだから、これらを持ち帰って、そういったものを、さきたね、学力、家庭、学校ばりじゃなくて、うちに帰って学習を何時間したか、1時間したか、10分したか、それらだって把握できるんですよ、これは。だから、そういう機能を持てんの、なぜそういうものをね、多分うちらほうでそういったものをまだやってないんじゃないかなと思うんだげつとも、この点、なじょなんですか。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） このA Iドリルはですね、家庭でやった時間とかも把握はできるんです、ある程度。それがあるので、今年、夏休みに入るときですね、小学生はたしか教育相談で直接保護者と共にドリルを渡して、家庭学習の充実についてというお知らせの中で、そのA Iドリル2つ、マイアセスとeライブラリーというのがあるんですけども、それはこういうのに使えますよというようなことも保護者の方にお知らせしたプリントを出させていただきました。保護者の方にですね、がっちりと1時間やらせてくれ、そういうあれじゃなくて、関心を持っていただいて、声かけ、励ましをお願いしますという趣旨でこういうお知らせを出させていただいた次第でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 午前中に引き続き、残ってた分を一般質問させていただきます。

まずね、今、A I ドリルということで教育長より説明をいただきました。A I ドリルには物すごい機能を持ったA I ドリルがたくさんございます。その中でもeライブラリーというのを本町の色麻学園では使ってるということで、機能が多岐にわたってあるんだろうと思います。

そういった中でもね、やはりA I ドリルの在り方ということで、タブレット端末一つで、いつでもどこでもね、学習ができるツールですということで、生徒の個性、理解度に応じた、問題が解けない原因、A I が自動で判定し、学年を遡って問題が出題されるなど、苦手分野の把握、効率的な学習につながるということでね、このA I ドリルの機能というのは物すごいものであるんですよ。

そういった中で、今、それが令和3年から使いながら、令和の日本型教育というものでね、答申されたものをちゃんと学園はそのとおりにやってるということで。ただし、なかなか3年間やってんだげっとも成果が上がらない。ここで学校のやつではね、費用対効果というのはあまり使いたくはないけどもね、やはり成果を上げていただければと思います。

そのためにはね、やはり学校の長となれば校長先生なんですよ。校長先生がね、うちらほうでは望ましいことにね、仙台からね、今年から来てんですよ。仙台はね、宮城県でも学力調査の1番なんですよ。そういった地区からね、おいでくださったね、校長先生なんで。この校長先生、大体2年か3年で替わっていくわけだから、この3年間でね、その仙台市を、現実を把握されてる校長先生なものだから、この色麻学園の今の現状と併せてその成果をこの3年間で出していただけることが期待できんのかなというふうにも考えておりますのでね、校長先生にはね、その辺をうんとね、考えていただいて、このカリキュラム等々についてね、やっていただければと思います。

それんでもね、一つはやはり、4番目の質問として、これ最後になりますのでね、石巻市鹿又小学校が2023年の全国学力調査において、1位の石川県と同率の正答率を上げております。こうしたことから鹿又方式として取り上げられています。町長はこのことを御存じですかと質問させていただいておりますので、町長、答弁をお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） こういう質問が出て、この機会ということで拝見をしました。あくまでも紙面上だけでありまして、実際に、実は私も鹿又のほうには友人結構いるんですけども、機会があれば直接話を聞いてもなという思いはありますけれども、あくまでも今のところは紙面だけのことで知ったということでございます。

そして、そのいわゆる中身といえ、個別最適な学び、それから協働的な学び、これを一体的に実施をして取り組んだということで、結果的にこういう成果を上げたということのようであります。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長には答弁していただいて、そのとおりだと思います。そういう結果として1位を占めた。これもね、二、三年でこの成果上げて、1年で上げてんのかな、そういった中でやってるわけですから、本町の色麻学園でもこれらをやっぱり百聞は一見にしかずということだね、これらについてのやっぱり研修というかね、すべきではないかなというふうに思いますので、最後に教育長にお伺いいたします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 私もですね、鹿又小学校の校長先生は以前より存じ上げてたんですが、この鹿又方式というのは本当に残念ながら分かりませんでした。それで、この質問をいただいて私も早速調べてみてですね、ああ、素晴らしい実践、それでいわゆる個別最適な学び、協働的な学びを実現して、いわゆる学力向上に結果を出しているんだなと感心いたしました。

そして、この間の色麻学園における学校長会議ではですね、実はこういう質問があって鹿又小学校を調べてきたんだ、校長先生も分かるから、つなぎを取ってみたいと思っているんだとお話をしましたので、議会が終わったらですね、校長先生とちょっとつなぎを取ってですね、また関わりを深めて、色麻のために何かお知恵を拝借できるならしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） これらを参考にね、3年間の実績もあることだから、これからの3年、さきた言ったように、校長先生の力、リーダーシップを発揮していただいてね、成果を残していただくことを期待して、この件については終わらせていただきます。

次に、色麻町産業開発公社についてということでね、質問をさせていただきます。

令和6年度の組織体制の見直し、味彩館ふるさとの閉鎖や適切な人員配置を行い、人件費を圧縮するなど業務の効率化を図りながら黒字化に転換していくとしているが、そこで四半期分の支出報告が出てると思うが、この経営状況はということでお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 中山 哲議員の大綱2点目、色麻町産業開発公社ということでございます。

今回、大分産業開発公社についての質問が多く取り上げられましたが、大体今まで答弁した内容と同じことが大分あると思います。今、お聞きされたことについても小川議員などに答えたとおりでありまして、まず4月末ではマイナスの110万6,050円、5月末ではプラス14万8,392円、6月末でマイナスの49万8,388円、7月末ではマイナスの149万6,601円ということで、確かに赤字になっている状況でありますけれども、今、再三再四にわたって努力中だということでお答えとさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） この数字を見るとね、うちらほうでさきた7月分で149万6,601円

の赤字だと、今、町長から答弁いただいたんですけれども。先ほどの5番議員への答弁には、6月でたしか149万6,601円、4か月でか、そういった中で答弁をされてたのは私の勘違いだったんですね。

そういった中でね、やはりこうした形で見れば、1か月40万円から50万円の赤字が計上されていくんだということですね、数字から言えばこれは適切に物語ってんのかなと思います。そうすると年間でね、480万円から600万円の赤字が計上されていくということになるんだろうと思います。そうした中で、今、この赤字が出てる中でね、味彩館等々やめたことにおいてその赤字分は解消された分が見えんのかなというふうには思うんですけれども、実際の話、この149万6,000円、約150万円から計算すると、さき言ったように1か月当たりの赤字が必ず大体読めるんだろうと思います。

そこで、先ほども議論になってましたが、年次計画なり年間計画出していくときに、これらを基にしていった場合にね、なかなか黒字には転換されないのではないかなというふうにも受け取れる数字ではないかと私は思うんですけれども、この辺から見て町長はどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、改善計画ということで策定中だということは何度も申し上げたとおりですけれども、今、平均すれば月40万円のマイナスだと、年間にすればマイナス480万円いくんではないかと、言ってみればそういう計算をしたようなんですけれども。このようにいかないために今努力を、ここまでの間はこのとおりですけれども、7月末の結果としてはこれは動かしようありませんけれども、こういうようにならないようにということで今努力をして、その計画をつくっていると、改善計画をつくっているというふうに私としては受け止めておりますので、もう少し、そういう改善計画を見なくちゃならないし、もう少し状況を見たいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長の答弁だと改善計画の状況を見てから判断したいつかね、そういったものの答弁だと思います。

しかしね、この2問目からいくとね、この作成にはね、町長、何回もここでね、答弁してんだげっとも、やっぱりかなと。事務員が6月の15日にね、退職したことによって、担当のね、取締役を中心に見直しに当たっていると。勘定科目のね、仕訳等に分析、時間を要していて、なかなか出てこないということでね、さきにも答弁されてたんだげっと。そういった中でね、事務員が1人辞めただけで右往左往してる会社が、そんな簡単にね、利益を生むようには私は全然見えないんですけれども、そしてそういった会社にな、やはり改善計画を求めたって、まずもって9月まで出すという、今月いっぱい出すというふうな観測で町長は公社には言うという話をされてたげっとも、私はそれでも望めないんじゃないのかなというふうに思います。いまだに出てこないんだよ。そのおかげで議会でね、調査項目ができなかったの、これで。委員会調査、これでやろうと思った。それが出てこない。そしていまだに、議会定例会、9月会議になっても出てこ

ない。そして会議終わってから出てくる。これじゃあね、全然駄目。そしてもう四半期もとっくに過ぎて、そこんところが赤字出してんの。これだと本当に改善されてねっぺよ。自信、それだけのものを言えるのかって言いたくなる。やっぱりね、この辺はやっぱりまともに捉えないと駄目じゃないんですか、町長。私はそう思うよ。だからね、こういった形でいけばね、やはりこの赤字が、40万円から50万円の赤字が計上されてくわけだから、そういった中でいった場合、この間もこれらでエゴマに対して350万円か310何万円だったか、そういった形でね、補助をしてるわけですよ。今度まだの、町長は今回の定例会でも5番議員に、13番議員にも答弁してたように、やはり補助金を出していきたいと答弁してますね。そこんところでいくと、エゴマに出したい、管理部門に出したいと、補助金を出していきたいという話を何回もされてます。

こういった中で、私は、だからこの次の質問に対しても補助金の支出を考えてるかということまでしてます。したらね、今までとね、全然違った答弁が出てんだよね。ここんところでね、赤字部門を解消するなどね、独立したね、法人であることから、自ら立て直し、返済していくものとして捉えておりますのでね、経営改善計画書を見極めながら判断すると。今までと全く違って。だけっとも、答弁書にはこう書いてつけっとも、今回の答弁では出していきたいと、町長、言ってんだよ。この整合性のなさはどういう点から出てくんのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 法人、独立した法人ですから、当然自助努力はそれは当然しなくちゃなりません。赤字を解消するための努力はしなくちゃなりません。さらに、町として、それだけで、じゃあ要するに独立した法人だから勝手にやってなということでもいいかと言われれば、町としても関わりを持っていかなくちゃならないということは答弁を申し上げているとおりで。その関わりということについては、例えばさっきも前任者のときも話したと思いますけれども、相談を受けるとか、こちらから指導するとか、あるいはそういう補助金を出して支えてやるとか、そういう必要性を考えての関わりということですね。ですから、捉えられたのは全く別に捉えられたんでしょうからそうなったんだかもしれませんけれども、私としては、まず法人は改善計画の下にまず赤字解消のために努力をしてもらおうと、それが前提で、町は町としても支えていかなくちゃならないと、そういう考えを申し上げているつもりであります。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） そこでね、町長の答弁ではね、支えていかねがなんねから、その支えるためには補助金が必要だという理論になるんだろうと思います。そういった中でね、先ほども言ったように、補助金をつぎ込んで、つぎ込んで、つぎ込んで、つぎ込んでいってもね、数字としては月に40万円から50万円の赤字をね、計上してる。この数字はうそ言わない、何回も言うげっと。だけっともね、そういった中で、町長の考えはそうだということね。

そこでね、ここで最後の質問になるんだげっともね、町長ね。町長は定例会6月会議

において、公社が仮に返済できなくなった場合に許していただけるなら出してあげたいと答弁してますが、町長が考えてる支出の内訳は何だかって質問をいたします。出してあげたい内訳、何々。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今は、この議会中にも話ししたとおり、エゴマ関係についてのいわゆる手当てということで、まず考えております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長はエゴマ関係のものについて出してあげたいと言ってんですけども、先ほど相原議員、また河野議員からの提案等々においてね、ここんところではね、債務超過分、仮に返済ができなくなった分は、その分は出してあげたいと答弁してますよ。エゴマばかりでないんだよ。仮にだよ、仮にね。そこんところ、町長、答弁してんだよ、さっき。忘れないでしょう。忘れたってまさか言わないでしょうね。そうするとすぐに物すごい認知になっからね、そうなった場合ね。そうじゃないんだからね。町長、出してあげたいと。ここでお尋ねします。法的根拠は何ですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 法的な根拠、法的と言われるとちょっとこれは確認しないと分かりませんが、今言ったように、仮にということですね、仮に。万が一、もし成り立たなくなったらということを経済前提としての話ですよ。ですから、今申し上げたのは、エゴマ関係について支援したいというのは、そういうふうにならない状態で支援をしていきたいということを言ったのであって、もしこの公社が成り立たなくなったという場合のいわゆる倒産という状態になったときに、そのときは債務超過分について、結局そこが残るわけですのでね、それは町で肩代わりすることはやむを得ないだろうというふうなことを申し上げているつもりであります。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） だからね、そのためにね、その法的根拠はどこにあんだということで私聞いてんの。こうなる前だったらね、あいったよ、債務保証契約というのを結べばいいの。これは、んだげつとも色麻では結んでない。また、あと損失補償、これも結んでないと8番議員には答弁してる。そうしたときに、何をもってどのように出していくのかと。

ここんところにね、第三セクターへの損失補償ということでね、総務省の方からあんの。第三セクターへの損失補償は極力避けることが一番です。判例上違法性があるとまでは言えませんが、内容によってはなかなかかなりグレーゾーンにあるものです。参考に記載すつけども、平成26年度の総務省自治財務局長の通知では、損失補償は行うべきではないとされてますと、通知来てんだよ、これは。町にも通知多分出てると思うよ。こういった中でいった場合にね、やはり債務保証というのは、6番議員は総務省ではいいと言ってたと言うげつともね、これは全く違うよ。この通知が出てんだよ。

だから、出すっていうのには出すことは町ではできるよ。だげっとその法的根拠がないんだよ。法的根拠がないのに対して、議会で、法的根拠がないのにここはどう判断したらいいかというのはちょっとおどけでねんでねのかなと。そういうことを考えてから、やっぱりこういうのは、やっぱどこんどこにどのように出せるかというのを考えないと駄目じゃないのかな。

そしてまた、町長ね、出すときだって、ここんどこまで至らないうちにね、債務保証契約というのを結んでればね、できんだげっとも。しかしほいづだって、財政援助制限法第3条ではね、これはね、政府または地方公共団体は、会社その他のね、法人のね、債務については保証契約をすることができないと、こうされてんの。だげっと、うちはこれもしてないから、そういったことには該当しないからね、いいわけ。

だから、そういったものからいくとね、やはりね、第三セクターというのはね、かなりね、金がかかってんの。町長ね、赤字はどこでもだと言うげっとね、これでもね、やはり総務省でも言ってますよ。ここんどこで全国の第三セクター489法人の中でね、損失補償、残額は2兆3,190億円を上回ってる、これだけのね、赤字を常に垂れ流してんの。

だから、ここんどこで言うと、こういう結果を踏まえた場合にはね、これらをやっていくのにはやはり傷口が浅いうちに判断すべきだというのがね、指導の在り方なの。だから、町も色麻町産業開発公社の半分以上のね、株主、株を持ってんだよ。そういったことからいった場合にどうあるべきかというものは、やっぱり町長だって内々はつかんでんだろうと。

しかし、そうした中でね、町長はいみじくも13番議員の答弁に、私の任期中は補助金をつぎ込んで支えていきたいという答弁をしてる。まさに町長は正直だなと私は捉えた。その4年間、今後の3年間もね、それをやっぱ補助金をつぎ込みながら、どう展開していくか分かんないけれどもね、やはり町長はその間にその判断をしたくないっていうことだけは私は理解したんだげっとも、そういった意味から町長は答弁されたどうか分からないけれどもね、町長ね、やはりそういった意味からいってもね、赤字をね、解消できる見込みがね、本当に今の状況でなかなか見出せない中でね、まだまだ、そして仮に倒産した場合には町で出してあげたい、法的根拠のないものに対してもね、出してあげたいと言っている。この辺についてもね、やはりなかなか難しくなってくんじゃないかなと思う。だから、本当に、町長、これ立て直すこと、真から、町長、できっと思ってますか、今の状況から考えて、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） とにかく、できるようにやるということですよ、もちろんね。そしてね、私3年間の任期だけでいいんだというんでないですよ。任期は3年しかないから、3年間精いっぱいやりますよ。しかし、その後だって、その後誰になっか分かりませんよ。私また引き続きなるか別の人なるか、それは分かりませんが、そういう将来についてもそういう望みをつないでほしいということも言ったでしょう。河野議員

の質問のときにそこまでも言ってるはずですよ。私、3年間だけでいいんだと、後はどうなってもいいんだというような意味で言ったわけでありませんよ。将来を担うであろうと思う議員の中にもいるだろうし、町民の中にもいるだろうと思うけれども、これをやっぱり何とか正常な形に引き続き持ってもらうように努力はしてもらわなくちゃならないとまでは言ってるはずですからね。そして、あくまでも厳しい中で頑張らせてやらなくちゃならないということではあります。

そして、公金を使うことについては、例えばさっき言ったとおり、駄目だというわけではないけれども好ましくないということでしょう、要するにね。法的には駄目なんだよというふうに決まってはいいないけれども、好ましいものではないと。だから、好ましくないからやんなければ問題はないんだけど。これまでのいきさつからして、これは一般の株主の方もいますけれども、むしろこれは町、いわゆる町主体で町がやった、辺りの人たちの協力を求めてつくったわけですよ、これは前にも言ったとおりでしてね。別に配当金を当てにして株を持った人は多分いないんですよ。そういうことで、町が主導的に、町のために、将来の町がどうあるべきかということで立ち上げて、今まで歴代の町長がやってきたんだ、これはね。これは納得してもらいたいと思うんですよ。ですから、町の、むしろ本来の企業から言えば出資した人が犠牲になる可能性はあるんですけども、町の犠牲になるようなものですよ。ですから、万が一、仮には、そういうことを考えないで、今何とかしなくちゃならないと思ってやっていますけれども、そういうことでなくて、やっぱりこれは町がやっぱり責任を持ってこれから関わるということになるんですけども、町の責任で何とかこれは、仮に、あくまでも仮にという表現されればですけど、そういう思いでやりたいと、こういうことであります。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長の思いはね、何回も聞いてっから分かる。だげっとね、町長ね、さきたも言ったように法的根拠はないんだよ。好ましくないというのはね、やれるのは、あなたが、町長だな、町長がね、提出すればできるというだけのこと。だげっと根拠がないんだよ、町長。そしてね、この借入れつったって町に何の相談もなく3,000万円という大金を借りてんだよ。普通はちょっと町に相談すんの普通でしょう。そういったことからすれば、さきたも一般質問の中で誰が責任取んだっつうことだ。そういったものだってやっぱりあるんだよ、やっぱ。町長、その辺を考えていった場合にね、やっぱり提案するというのを言われてもね、なかなか難しいところあつと思うよ。ただね、仮にね、提案したとしてもね、ここに町民からね、県民からでもいいや、これね、訴訟起こさってんの、町長。仮にね、やったとしたら訴訟起こされる可能性だってあるってことだよ。これね、勝ちも負けも半分半分、だげっとも損失補償でも負けてんの。町長がやられるのはここだよ、やろうとしたら。だげっとも、好ましくない、法的根拠がないんだから。だから訴えられる。

こういった状況の中でね、これをね、好転させていくっていうんだければ、できればこれは言わない。だげっと今の現状、ここんところを見る、赤字の経営を見てった場合に、

そしてなかなかその改善計画も出せない状況にあって、会社として、13番議員だか言っただけつとも、もう破綻してんだよ。そういった中でね、黒字化を求めてくというのはかなり難しいと思う。この辺でね、町長、やっぱり英断すべきだと思うよ。英断すんのは色麻産業開発公社だから、町長は社長じゃないから、英断は会社の社長がすべきだからね、町長はそこんことを促すか、本当に大丈夫かは、やっぱり、町長はやっぱ確認しておかないと、筆頭株主としてやるべきな仕事はそこんことを確認すべきだと思うんだけつとも、この辺についてはどうですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 英断というのは、やるかやらないかという意味でしょう、結局ね。この公社を存続させるか、させないかという英断を今言ってるんでしょう。私はこれを何とかして存続させるためにこれまでも皆さんの前で話ししてきたわけですし、まず公社の人たちが意欲をなくして、もうこれ以上どうにもならないというのであれば、それはそういうことになるかもしれません。ただ、今、公社に残った人たちが何とかしていかなきゃいけないということで、今、一丸となってるわけですよ、実際は。皆さんはどの程度利用してつか分かりませんがね。そういう姿勢を見て、私はやらせたいですよ、それは。ただ、町として、独り立ちでやれる状況でないということは、それは言われなくたって分かりますよ、それは。だから町としても支えてあげたいなと、こういうふうにして補助金も出してやりたいということですよ。

いろんな例を引っ張り出すのは大変申し訳ないんですけどもね、どなたかの質問の中でも言っていましたけど、例えば社協だってそうなんです。独立した法人だけれども、町で補助金を出してあげなければやれないんですよ。だけれども、やっぱり補助金を出してやってるんですよ、これは。例えば、例えば言うともあまりうまくないんですけども、かっぱのゆだって休めば8,000万円も何ぼも浮くんですよ、本当は。だけれども金をつぎ込んで、とにかく皆さんが利用してるというならば、これも金をつぎ込まなくちゃならないということでやってますので、こういうことも含めて、そういうことで公社についても支えてやりながら頑張ってもらえるようにこちらでも気合を入れながらやりたいと、こういうことでありますので、御了解を賜りたいし、議員の皆さんにとってもそういう思いでいろいろな働きかけをやってもらえれば大変あがたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 以上で、10番中山 哲議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第3 報告第6号 放棄した債権の報告について

○議長（天野秀実君） 日程第3、報告第6号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。総合徴収対策室長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 報告第6号放棄した債権の報告につ

きまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件につきましては、色麻町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、町が放棄した債権について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権について、債権放棄調書で御説明申し上げます。

調書には、債権の名称、債権放棄の理由、これは放棄の理由として該当する条例第15条第1項の1号から7号で該当する部分を記載しております。年度、これは債権の発生した年度を記載しております。人数、件数、金額を記載しています。

では、放棄した債権の名称は水道使用料であります。

1つ目の放棄の理由は、第15条第1項第1号（生活困窮）になります。

年度は、令和4、5年度の2か年で、小計の人数は2人、件数が2件、金額が1万8,810円となっております。なお、人数の2人は延べ人数となっており、実人数は1人となっております。

2つ目の債権放棄の理由は、第15条第1項第7号（行方不明等）になります。

年度は、平成30年度、令和元年度、令和5年度で、小計の人数は3人、件数が3件、金額が4万7,427円です。なお、人数3人は延べ人数となっており、実人数は2人となっています。

合計で人数が5人、件数が5件、金額が6万6,237円で、実人数は3人となっております。また、債権を放棄した日は令和6年3月31日であります。

以上、放棄した債権の報告についての御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） これより報告第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

日程第4 議案第48号 色麻町教育委員会教育長の任命について

○議長（天野秀実君） 日程第4、議案第48号色麻町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第48号の色麻町教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

現在の半田教育長の任期が令和6年9月30日で満了となります。半田教育長には、教育長及び教育委員として5年3か月の長きにわたり教育行政全般にわたってその手腕を発揮していただきましたこと、改めて深く感謝を申し上げます。

その後任といたしまして、現在、本町の教育委員及び教育長職務代理者として御活躍をいただいております千葉律之様に教育長をお願いいたしたく御提案を申し上げるものであります。

御承知の方もいらっしゃると思いますが、千葉さんは一の関地区の御出身で、長きにわたり教職に就かれ、松島自然の家の所長、岩出山高等学校の校長、仙台市立仙台青陵中等教育学校の校長など数々の要職を歴任され、さらには宮城県社会教育委員としても活躍された方であります。市町村の教育行政にも精通され、人格、識見ともに教育長としてふさわしい方と考えております。

なお、任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間であります。

よろしく御審議を賜り、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 質疑に入る前に、議長にお尋ねをしたいと思います。

議案第49号との絡みございますので、両方まとめてここで質疑をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 現在、議案第48号についての質疑を行うことになっておりますので、第48号についてお願いいたします。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 第48号の質疑ということで、じゃあ第48号だけの質疑にしたいと思います。

先ほど町長から提案理由は聞きました。納得は、その部分、人格ある方だということで御承知はしております。

そういった中で、今回のあくまでも規定について、第4条の1項及び2項を基にしての話、さらに第10条においてどうなるのか、辞職したために新たに今回設けるということで、任期満了ということを基に今回選定したということで御承知すればいいのかどうか、その点についてまずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 実は前から教育長も体調で若干ドクターの世話にもなっているということでありました。それで、どうしても教育長職というのは常勤ですので、なかなか思うように休めないということもあって、何年か前から相談を受けてきました。それで、今回任期満了ということで、じゃあここまで頑張ってもらったということで、任期満了ということで今回退職なされるということになりました。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今の答弁聞きますと、任期中、何とか現教育長にお願いをしてやっていただいたと、ただ体調的に不調があるもんですから、常勤として厳しいと、よってその上で新たな方を今回設けたということで理解すればいいのかどうか、再度答弁を

求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのとおりでございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 討論については、人事案件でありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかったものは反対とみなします。

議案第48号色麻町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れなしと認めます。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（天野秀実君） 賛成多数です。よって、議案第48号色麻町教育委員会教育長の任命については、同意することに決しました。

〔賛成11名：1 番工藤昭憲君、2 番高森すみえ君、3 番佐藤 忍君、

5 番相原和洋君、6 番河野 諭君、7 番西村義隆君、

8 番小川一男君、9 番今野公勇君、10 番中山 哲君、11 番山田康雄君、

12 番白井幸吉君〕

〔反対0名〕

○議長（天野秀実君） 暫時休憩いたします。議員各位はそのままお待ちください。

午後2時47分 休憩

午後2時48分 再開

〔教育長 半田宏史君 退場〕

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第5 議案第49号 色麻町教育委員会委員の任命について

○議長（天野秀実君） 日程第5、議案第49号色麻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第49号の色麻町教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

先ほど議案第48号で教育委員会教育長の任命について御可決をいただきました千葉律之様の教育委員としての後任といたしまして、半田宏史様にお願いをいたしたく御提案を申し上げるものであります。

半田様には、教育長及び教育委員として教育行政全般にわたってその手腕を発揮していただいた経験を踏まえ、教育委員として教育行政全般に御尽力をいたしたく御提案を申し上げるものであります。

なお、任期は、残任期間であります令和6年10月1日から令和9年6月30日までの2年9か月になります。

よろしく御審議を賜り、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 先ほど、これね、関連で聞こうと思ったんです。聞けなかったんで、第49号単独で聞かせていただきます。

今、町長の答弁を聞きますと、5年間、現教育長をなされた方を今回後任で教育委員にすると。あくまでも理由は委員が1人抜けたがためという話を承りましたが、現教育長が辞任をした理由として身体的にきついという理由、常勤はできない。常勤はできないけど非常勤の教育委員はできるということでの提案なのか。任命の仕方について私もはどうのこうの言いませんけど、果たしてその適正な基準、どのように考えて今回そのようにしたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、提案理由の中でも述べたとおりでありまして、教育行政について万般にわたっての今まで指導方、手腕を発揮していただけてきました。それで、体調的にさっき言ったとおりでありまして、常勤職ということはとてもつらいんだということでありましたので、教育委員の場合はそうそう会合しょっちゅうあるわけでありませんので、じゃあ教育委員ということで、今までの経験を十分生かしてほしいということで教育委員に任命をさせていただきたいということでありまして。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 討論については、人事案件でありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかったものは反対とみなします。

議案第49号色麻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れなしと認めます。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（天野秀実君） 賛成多数です。よって、議案第49号色麻町教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

〔賛成11名：1 番工藤昭憲君、2 番高森すみえ君、3 番佐藤 忍君、
5 番相原和洋君、6 番河野 諭君、7 番西村義隆君、8 番小川一男君、
9 番今野公勇君、10 番中山 哲君、11 番山田康雄君、
12 番白井幸吉君〕

〔反対0名〕

○議長（天野秀実君） 暫時休憩いたします。議員各位はそのままお待ちください。

午後2時53分 休憩

午後2時54分 再開

〔教育長 半田宏史君 入場〕

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第6 議案第50号 色麻町教育委員会委員の任命について

○議長（天野秀実君） 日程第6、議案第50号色麻町教育委員会委員の任命についてを議

題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（早坂利悦君） 議案第50号の色麻町教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されております。このことは、現に子供を養育している者である保護者の意向が教育行政に反映させることを目的に、保護者の選任を義務化したものであります。

現在、教育委員であります浅野奈美様の任期が令和6年9月30日で満了となりますが、人格、識見とも教育委員としてふさわしい方であり、令和2年10月1日から教育委員に就任をし、よりよい教育の在り方や学校づくりを目指して本町の教育行政に参画をいただいております、引き続き教育委員としてお願いいたしたく御提案を申し上げるものでございます。

任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。

よろしく御審議を賜り、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（天野秀実君） これをもって提案理由の説明を終わります。

- 議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

- 議長（天野秀実君） 討論については、人事案件でありますので、先例に従い省略いたします。

- 議長（天野秀実君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかったものは反対とみなします。

議案第50号色麻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

- 議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

〔電子採決システムにより確定〕

- 議長（天野秀実君） 賛成多数です。よって、議案第50号色麻町教育委員会委員の任命

については、同意することに決しました。

〔賛成11名： 1 番工藤昭憲君、 2 番高森すみえ君、 3 番佐藤 忍君、
5 番相原和洋君、 6 番河野 諭君、 7 番西村義隆君、
8 番小川一男君、 9 番今野公勇君、 10 番中山 哲君、 11 番山田康雄君、
12 番白井幸吉君〕

〔反対 0 名〕

日程第 7 議案第 51 号 和解について

○議長（天野秀実君） 日程第 7、議案第51号和解についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） 議案第51号和解について、提案理由を御説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第 1 項第12号の規定に基づき、和解することについて議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方ではありますが、住所、氏名につきましては議案書に記載のとおりでございます。

本件の概要についてであります。令和 4 年 3 月 8 日午後 0 時 5 分頃、児童が色麻小学校での体育の授業中に跳び箱から落下して負傷いたしました。その後の令和 5 年 8 月 8 日、負傷した児童の保護者代理人の弁護士より本町宛て受任通知が届きました。

この受任通知とは、弁護士が依頼者の代理人についたことを相手方に知らせ、以後の連絡は弁護士が対応していくことなどを通知する文書のことをいいます。

同年10月31日、相手側弁護士からの通知で、跳び箱事故で負傷した児童に発生した損害について賠償の必要があるとの内容で、具体的に慰謝料額相当の額が提示されました。これを受けて、本町では一定の調査期間を経て令和 6 年 6 月 18 日付で町顧問弁護士に委任し、本件の和解に向けて協議を続けてまいりました。今般、本町及び相手方との協議が整いましたので、和解をいたすものでございます。

その和解の内容でございますが、色麻町は相手方に対し解決金として60万円を支払うこと、それから色麻町と相手方との間には本件に関し本和解に定めるもののほか一切の債権、債務関係がないことを相互に確認することの内容でございます。

なお、解決金と弁護士委託料につきましては、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により補填されるということになります。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 5 番相原和洋議員。

○ 5 番（相原和洋君） 今回の事案について御質疑をさせていただきます。

今回の事案、総合教育会議なるものの中では一体どういう話し合いを今回なされたのか。また、学校運営協議会というのがございます。そういった中で、このような事案が今回出たことにおいて、原因、事故対策等についてはどのように結論、答えをまず出されたのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 総合教育会議で直接の説明というのはありませんでしたが、教育委員会のいわゆる協議内容においてお話はしておりますし、あと町長には別に、もちろん町のことですので、細かく経過、経緯等もお話をしております。

それから、学校運営協議会についてはですね、これまで私は教育長として出席する機会がございませんでしたので、次の人に引き継いでですね、お話をしたいと思いますが、もちろんこれは義務教育学校になる前、学校運営協議会になる前の事案でしたので、その意味を含めてお話をしたいと思います。もちろん校長にはお話をして、転任なされたときにすぐにお話をして、その後も逐次状況を伝えておりますし、それからあと学校運営協議会の会長にもこの時点でお話をして、前回6月議会のときにいわゆる弁護士費用の補正を組みましたので、それについては質問があれば運営協議会の会長から答えていただいて結構ですというふうに資料も差し上げております。そのとき私は出席できかねましたので、私から説明というか、できませんでした。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、教育長から答弁いただいたんです。ただ、受任通知なるものが来て、6月会議で、議会で可決した。これは承知してます。今回9月会議まで約3か月、その間学校運営協議会の中でそういった話があったかどうかを聞くこともあってもしかるべきではなかったかということ聞いてるんですよ。教育長はしてないと。してないけども、そういう話は聞いてるんですかと、学校と密に連絡を取ってる教育委員会としてはどうなのかってことを聞いてるんです。その点について答弁を再度求めます。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） だから、先ほど申し上げたんですが、前回、私、出張で説明できなかったんです。だから会長にはきちんと前に話をして、質問が出れば答えてくださいというふうに委任をしておりました。内容が内容だけに、やはり教育長から伝えるというのが筋だと思いましたので、いわゆる今まで説明してなかったということでございます。これは、しないというわけではありません。これはですね、次期教育長にはきちんと引き継いで、次期教育長もこの話は分かっておりますので、引き継いでやっていきたいと思います。

なお、この事故を受けての対策についてはですね、これまでもお話をしてきたんですが、例えば跳び箱するときには、いわゆるマットをね、敷いてないところがないように、より最低限以上に綿密に敷くとかですね。それから、前期課程の5・6年の体育の授業については中学校の体育専科教員が入ってTTで行うように事故防止に努めております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） しかれば、対策については分かりました。最終的に、これ結論からいって責任はどういったところにあったのか。あくまで今回和解っていうことは責任関係も全部完結して今回和解に至るものだと思っております。そういった部分はどのように捉えているのか。説明は教育長からまた改めてするというお話は聞いてますけども、そういった部分を開示した中でどうなのか、あくまで今回ここに予算がついて金を出してるわけですから、その点についてどうなのか答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） あくまで責任の所在についてはですね、これは学校で起きた事故でありますので、学校に責任ありますし、それで賠償責任については町が負うことになります。

例えば、いわゆる相手方からのですね、代理人からの受任通知で求められている損害賠償についても、こちらも顧問弁護士や町の保険会社等の専門家に何回か相談しまして、その求められている額は至極妥当であると。つまり何を根拠にしているかという、けがをして病院に通った通院期間、これは入院したとか手術したとかそういうのはなくてですね、いわゆる最初に通って最後に通ったまでの通院期間がほぼ2か月なんです。その2か月で1日当たり、2か月の通院期間があるということで、1日当たり幾らという算出根拠があって、それだけについての要求なんです。つまり、いわゆるその要求自体は妥当であって、それ以上のものをより重くですね、要求されているというわけでないで、和解するというところに結論に達してこのようになったわけでございます。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 先ほど5番議員の質疑の中で、総合教育会議でこれを協議したかということで、してないという答弁がありました。なぜしてないのかなというふうに私は思います。

そうした中でね、一つ、この会議の中の権限ということで、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じた場合は協議するとあるんですけど、この辺についてどのように捉え、協議をしなかったのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） これも先ほどもお話ししました。総合教育会議のメンバーというのは、いわゆる招集が町長、そしてあと教育委員と教育長たる私が正式のメンバーでございます。つまりこの事案は、先ほど申したように教育委員は教育委員会にきちんと報告をし、事案としても正式にも報告してあります。町長は町長にこの事案がいわゆる受任通知等が送られてきた時点から細かくその都度報告をして、その和解についても相談しながらやっておりますので、総合教育会議ということはあえて考えないで報告してあるものと捉えてやってきました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） この権限ということからすれば、当然この総合教育会議は開催するべき権限だと思います。そうした中で、教育委員会で教育長がそういった判断をする内容のものでは私はないんじゃないかなと、そういった捉え方というのはそれでよろしいのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） これも繰り返しになりますが、それぞれきちんと説明をし、お話をして正式な議題にも上げてますので、そういうふうにこれまで取り扱ってきたというわけでございます。

○議長（天野秀実君） ほかにありませんか。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） 今回出されてる議案の趣旨は和解、それを議会の承認を求める、それが提出されているわけですね。そこで、この和解に至る過程は我々議員に詳細に説明を受けています。事実は事実。よって、相手方の損害賠償、その金額が妥当、よってこちら弁護士を立てて、結果的に和解し、今、議会の議決を求めている、それだけの内容ですよ。それは粛々としてやってしかるべきではないかなと私は思います。その枝葉を、関連をやっていくのであれば、せっかくの和解が無効になるような気が私はします。その辺、私の理解でよろしいかどうか、提案理由の内容について確認を求めます。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 私としてはこれまでも説明も申し上げてきたので、小川議員のおっしゃるとおりだと考えております。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 色麻町地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第52号色麻町地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 議案第52号色麻町地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

色麻町地場産業振興施設は、前身の色麻町間伐材流通合理化センターが平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災し全壊したため、それに代わる施設として平成24年度に再建されました。

平成25年度からは色麻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者として株式会社色麻町産業開発公社が当該施設の管理運営を担い、これまで地元食材等を活用しながら牛肉や豚肉を中心とした料理の提供を行い、季節に応じたイベントも取り入れながら集客を図ってまいりました。

しかしながら、仕入れ食材の高騰や人件費がかさむなど経営が悪化したことを理由に、町に対し指定管理者指定の取消しを申し出たことにより、6月30日で満了いたしました。その後は町が施設を管理しております。

今後の運用については、7月18日開催の調整会議で、運用形態として従来どおりの指定管理または貸店舗とする賃貸借や施設の売却、町直営の4項目について、それぞれのメリットやデメリットの検討を行いました。従来どおりの指定管理は、条例に沿った経営となるため、条件等が制限されることや、指定管理協定書に基づき事業計画や事業報告の提出が求められるなど、事業者が参入しづらい。賃貸借は、地場産業にこだわらないことで幅広い意欲ある事業者の参入が見込め、民間の柔軟な発想により施設の有効活用が期待できる。売却は最終手段であり、その時点では、現時点では検討できない。町直営も現時点では検討しない。

以上のことから、賃貸借で進めることに決定いたしました。

色麻町地場産業振興施設は、色麻町地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例に基づき、公の施設として行政財産に区分されております。調整会議の結果を踏まえ、町として当該施設を賃貸借として運用していくために、行政財産から普通財産に変更する必要があることから、色麻町地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止を提案するものでございます。

なお、条例廃止の御可決後には行政財産から普通財産へ変更し、公募型プロポーザル方式による貸付けを予定しております。地場産業振興施設は、愛宕山公園内に立地し、舟形連邦などを一望することができ、多くの方々が訪れる場所でもあり、交通アクセスにも恵まれている環境にあることから、事業者を公募してまいりたいと考えております。

以上、提案理由の説明といたします。

よろしく御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 色麻町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第53号色麻町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第53号色麻町水道事業給水条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

今回の改正につきましては、国による生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令並びに厚生労働省令の整備等に関する省令が公布されました。

それに伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことによる改正並びに国土交通省が所管する下水道の設計等に関わる資格要件の考え方を踏まえ、水道における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正が行われましたので、準じて規定している本町の条例を一部改正するものでございます。

審議資料の2ページをお開き願います。新旧対照表の改正後を御覧ください。

第6条給水装置の新設等の申込み、第35条給水装置の基準違反に対する措置の第2項、第38条過料の第1項第1号では、移管に伴い、厚生労働省令から国土交通省令への改正でございます。

次の3ページから7ページの第43条布設工事監督者の資格及び第44条水道技術管理者の資格に関しては、国土交通省で管理していく中で定めた水道施設を含んだ資格要件を整理した改正で、それぞれ読み替えるものでございます。

7 ページを御覧ください。

第44条水道技術管理者の資格の第1項第6号では、移管に伴い、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ改正するものでございます。

議案書9ページに戻りまして、附則につきましては、施行期日は公布の日から施行する。ただし、第43条並びに第44条第1項第1号から第5号及び第7号から第8号の改正規定は令和7年4月1日からとするものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号 色麻町防災会議条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第10、議案第54号色麻町防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第54号色麻町防災会議条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

現在、平成31年3月に改訂した現行の色麻町地域防災計画の改訂作業を行っており、それに併せて色麻町防災会議条例等の例規関係も確認作業を行っておるところでございます。その中で、色麻町防災会議条例の中に改正が活用な箇所が出てきましたので、今回御提案するものでございます。

それでは、本日配付させていただきました審議資料を御覧いただきたいと思います。

先ほど配付させていただきました議案第54号関係の新旧対照表でございます。それを

基に御説明させていただきます。

現行の第3条第5項では、委員の構成を第1号から第8号までで規定しております。これまで大崎広域消防本部消防長を第7号で規定している指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者として参加いただいておりますが、他の市町村の条例などを参考に確認したところ、警察官や消防団長と同様に消防長についても条例で明記されていたことから、今後のことも踏まえまして、今回、現行の第6号「消防団長」を「消防長及び消防団長」と改正するものでございます。

次に、第3条第6項では、第5項の第1号から第4号、第7号及び第8号の委員の人数を規定しておりますが、そのうち第4号は町長が部内の職員のうちから指名する者になっており、これまでは副町長と色麻町課設置条例に規定している課の課長合わせて9人を委員として指名しておりました。今年度実施した機構改革に伴う組織再編により、色麻町課設置条例に規定していた課が1課増えたことから、現行の「9人」を「10人」に改めるものでございます。また、これまで第7号で規定していた消防長が第6号に移動しますので、これまでの「5人」を「4人」とするものでございます。

議案書11ページにお戻りいただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するといったしました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 色麻町消防団条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第11、議案第55号色麻町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第55号色麻町消防団条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

消防団員は、地域の消防・防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、全国的に少子高齢化に伴う人口減少や社会環境の変化、生活様式の多様化などにより消防団員数が減少しております。消防団員数の減少は当町も例外ではなく、人口減少の影響により年々減少している状況にあるため、今回条例定数の削減を行うものでございます。

本町の消防団員の条例定数は、昭和42年に220人に改正してから長年充足率90%以上を維持してきましたが、人口減少の影響により平成20年には実団員数が200人を割る状況となり、平成24年度から、昭和42年から45年ぶりに条例定数を見直し、200人といたしました。その間、昭和42年に9,288人いた本町の人口は平成24年には7,465人となり、1,823人も減少しました。その後ですね、団員の増員、機能別分野の拡充を図るため、女性消防班を創設、町内在住の規定の撤廃を行い、平成28年度から条例定数を210人とし、現在に至っています。

しかし、全国的な少子高齢化の影響により若年層の人口が減少していることから、令和2年度には実団員数がまた200人を割る状況となりました。このため、本町においては消防団員の確保策として、令和3年度に色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び色麻町消防団条例の一部を改正し、団員階級にある者の年額報酬額の増額、出勤報酬の導入等、消防団員の処遇改善を図り対応してまいりました。また、消防団員募集のポスターやチラシの配布、町広報紙への掲載、さらには行政区長や消防団員の協力をいただきながら団員の確保に努めておりますが、減少傾向にある消防団員数の改善には至っておらない状況でございます。

平成24年に7,465人だった人口も本年4月では6,223人で、平成24年からの12年間で1,242人も減少いたしました。この状況については2年前くらいから消防団の上級幹部とも検討を重ねてまいりましたが、若者世代の人口減少、退団者に対しての入団者の補充が年々困難となるなど、今後大幅な増員は見込めないことから、去る8月6日に色麻町消防団臨時幹部会議を開催し、消防団員の条例定数削減について協議したところ、幹部からは削減もやむなしとの結論に達し、今回色麻町消防団条例の一部を改正するものでございます。

それでは、審議資料の9ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条で団員の定員を規定しておりますが、現行の210人から180人に削減するというものでございます。

当町では条例定数210人に対し9月1日現在の団員数は179人となっており、充足率85.23%となっている状況にあります。条例定数を180人としたことについては、前段で説明いたしました。若者の人口減少もあり、今後大幅な増員が見込めないことから、180人としても各班当たりの団員数は平均約9人で、火災、災害等に当たる人員は確保できる見込みであることから180人とするものであります。180人となった場合の充足率

は99.44%となります。

なお、条例定数を削減することにより、条例定数で算出される消防団員補償報償組合への負担金が軽減されるという面もございます。

それでは、議案書12ページにお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和6年10月1日から施行といたします。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ただいま総務課長から提案の理由がございました。大きな理由は人口減少で増員が見込めないと。それから定数を減らしても支障がないというような内容の提案理由でありますけれども、近年、大きな災害が全国各地で頻発してます。世界的に見ても、異常気象のせいかどうか分かりませんが、大きな火災が頻発しております。そういう中で、国内、特に色麻町で今までなかったものが今後もないという保証はどこにもないだろうと思うんですけれども、そういうときに本当に大きな災害、山林の火災等が起きたときに本当に支障がないんですか。断言できますか。答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

確かに大きな災害というのは大変心配でございます。それで、工藤議員がおっしゃることも十分理解しております。ただですね、現実として実際今9月1日の実人員は179人しかおりません。ですので、大きな災害があった場合は、やっぱりいる人数でやるしかありません。それをうまく機能するためにしっかりとふだんからの訓練等を重ねながらやって、それで、いる人員で対応するということになりますので、じゃあそれで足りますかと言われて、じゃあ何人いればという話になると思いますけども、とにかく現実としては今いる実人員で対応する、それしかないと考えております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 巷間伝わるとこね、昨今の町内の火災でどれだけの団員が参集して消火活動に当たってます。20人ぐらいって聞いているんですよ、実際の人数。火災現場に駆けつける人員が20人、そのうちの本部分団が10人ぐらいだと聞いてます。実際、火災が起きた場合に、消防団員が10人程度しか行ってないんだよ、現場に、今現在。私が消防団にいたときには多いときは50人とか70人とかっていう人が集まった。それがたった10人。

災害が起きたときに、火災が起きたときに、時間帯にもよりますけれども、現実、今の状態を踏まえれば、本当に災害、大きな災害、火災が発生したときに対応できんのかというね。だから、安易に減らすことよりも、とにかく昨日も言ったように増やすことを考えんのがまず第一優先だというふうに感じているんです。どのように努力したか分

かりませんけれども、ここは一般質問じゃないので、そんなこと聞けませんので。だから、そういうときに守れんですかということについて、現団員だけで対応させるしかないって言ってる。非常に不安。そして目標は90%だと答弁してる、昨日。そういう状態で、もっともって団員が減る可能性がある。果たして、団員、今の提案理由だけではないと思いますけども、こういうことで本当に、今まで災害がなかっただけが幸せ、本町は。本当に想定していなかった、経験もしたことのないような災害が発生したときに、本町に地滑り地帯だってあるし、それで集中的に雨が降ったときにどうすんだか。大小の河川も町内にある。そういうときに河川が氾濫したときにどうする。同時多発的に、多発ってということないな、同時にそれが発生した場合に対応できないでしょう。今の現団員で対応するしかってないっていうのは致し方ない答弁なのは理解しますけれどもね。果たして守れんですか、本当に。再度聞きます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 工藤議員の質問にお答えします。

まず、最近のそういう火災とか災害に10人程度しか消防団員が集まらないというようなお話でしたけども、実際はもっともっていっぱい集まっております。まず、今年度、令和6年度の6月16日に花川地区であった建物火災につきましては、日曜日の午前中でしたけれども、その際は71名の団員に御参集いただきました。それから4月21日の北大村のその他災害、そのときの火災でも58名の団員に御参集いただいております。それから、向町の花川の河川敷でも野火つけがありましたけども、そのときの平日の夕方でも34名の団員に御参集いただいておりますので、10名しか集まらないというのは多分どこかちょっと違った情報だったのではないかなというふうに思いますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

それからですね、あといろいろ、確かに水害なんかでもそれに対応できるのかというようなことですけども、消防団では毎年ですね、消防団を対象とした訓練なんかも行っておりまして、土のうを作ったりとか土のう積みの訓練なんかもやっております、その際にもですね、令和2年とか3年度にそういう土のう積みの訓練をやって、その際にも100名以上の団員がその訓練とかに参加しております、有事の際にそういういる団員全員で対応するように、日々ですね、訓練を行っている現状ですので、いる団員で何とかそういう災害に対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） いる団員で対応するしかってないというのが現状なんであれば、本来はやっぱり団員の定数を減らすこと自体がやはり現行に逆行するのかなというふうな思いがあります。

それから、巷間伝わるところというお断りしたように、人のうわさですので、その辺は間違ったらばそれは謝りますけれども。

ただね、問題は、やはり何度も言いますけれども、どうやって団員を増やすか、その

一言、一語に尽きるんだと思います。例えば、町長が町政懇談会、年1回やってますよね。そういう場でお話をして、各行政区回った中でね、そういうふうにして町の現状、団員の現状、団員の使命、こういうもんだよってことをしっかり訴えながら、各種会合を含めてそういう努力をしながらね、私はそうすべきだと思ってるんです。だから、団員定数削減するのはまだ時期尚早ではないのかなというふうに思います。減らしてしまえばね、なかなか、そこに元の数まで回復するっていうのは本当難しいこと、減らしてしまうと。だから減らすべきでないと思ってるんですよ。

まあ、冒頭に言ったように、時間帯とか季節、そういうものによってね、団員数、そういう活動に参加する団員数っていうの当然ばらつきは出てくるわけだ。たまたま指定した日、いつのいつそれ水防訓練します、いつのいつそれこういう活動しますっていうことで、そういう通知あるからそれに都合つけて何とか団員が駆けつけて活動してんのが現状であって、あれはやっぱり違うんだと思います、火災とは、そういう災害等とはね。だから減らすべきではないという基本的な私の考えなんです。

だから、まず今後も、とにかく定数を減らすかどうかは別、提案はされたわけだから、どうなっかは別にしても、やはり今後、町長がそういう会合等でそういう話などを通じてね、団員を増やすような工夫、そしてまた機能別団員とかそういうものも含めて、やっぱり確保する対策ってのは通してやっていかなきゃいけないのかなと思ってるんですけども、そのような考え方についてはどうなんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現実には即応したという考えになるでしょうけども、やっぱり若い人たちがいないということは大変大きい、いろんな意味での課題なんですけれども、そういう中で、今、どこの町でも機能別ということで、団員数はみんな減らしているんです、実際やっぱり。減らして、機能別ということで、例えば私立の学生をお願いして何人か入ってもらってるとか、そういうふうにして幾らかでも押さえよう、押さえようというところもあるようです。ただ、現実としては今までのような定数をどこの町も確保できなくて、減らしていると。

本町でも、いろんな機会に話しすることはいいんですけれども、実際に団員の人たちが直接あの人を何とかということで説得して入ってもらってるみたいですね。その説得する相手が少ないんですよ、実際は。ということで多分今日のようになっていると。それから、話を受けても、これもいろいろ話出ましたけれども、仕事の関係とかいろんな関係で事情があってどうしても入れないという人が多くて、現実はこちらだということで、どうしても現実には即応して今回減らすということで提案してますので、どうぞ御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。

相原議員にお伺いいたします。休憩後に質疑はお願いしてよろしいでしょうか。
（「それでいい」の声あり） それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 1 分 休憩

午後 3 時 2 4 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き議案審議を続けます。5 番相原和洋議員。

○5 番（相原和洋君） 質疑をさせていただきたいと。

先ほど町長、機能別でというお話をなされました。多分機能別、定年なされた方が大半こういったところに当たるのかなということは御承知します。

そういった中で、この定数180どうのではないんですけども、この団員の年齢の形態、まず、今、状況はどうか、まずそこをお尋ねしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

10代、20代、30代の年代別の構成率を申し上げます。それから、全国平均ともちょっと比較させていただきたいと思います。

色麻町の場合は、10代の団員が1人でございまして、構成率が0.5%、ちなみに全国の10代の構成比率は0.4%でございまして、20代につきましては、団員が17名おります。構成比率は9.5%、ちなみに全国が9.7%でございまして、30代につきましては、色麻町の団員が39人、構成率が21.8%、全国は27.2%。40代につきましては、色麻町の団員が73人、構成率が40.8%、全国が34.6%。50代につきましては、色麻町消防団が34人で19%、全国が19.2%。それから60代以上ということで、70代の人も含めてなんですけども、色麻町消防団が15人いらっしゃいます。構成率が8.4%、全国の構成比率が8.9%ということで、ちょっと色麻町の場合は40代の構成率が多いんですけども、ほとんど全国の平均とほぼ同じような構成比率で構成されている現状でございまして。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5 番（相原和洋君） 今、課長から構成員の比率、人数等を聞きました。また、全国と平均していかなものなのかと、どこも似たり寄ったりと、それは承知しております。

大半で言いますと40代、30代、50代の方が主流だということでございまして。これからこの方々が中心になって消防の消火活動に当たられるんだと思います。引き続き10代、20代、今後このあたりを強化するように努めるに対応なされると思うので、そういったところの啓蒙活動、多分この180人の中に今後含めていかれるのではないかなと思われると思います。そういった部分も含め、町として、担当課としてどのように考えているのか、もし考えが今あるのであればお尋ねをしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

確かにですね、若い方々の人数が、今、非常に少なくなっております。ちなみに、新入団員として確保できるであろう18歳から40歳の成人男性に限らせていただきますと、条例定数を220から200にしたときの平成24年のときは、18歳から40歳の成人男性が937人おりました。それが、今では平成6年9月1日現在の18歳から40歳の成人男性が591名ということで、12年間で346人減少しております。ですので、もちろん若い方々がどんどん町内に移住定住とかしてくれればいいんですけども、590人の中で、そのうち消防団員が今49名、591人のうち49名団員になっていますので、残りの550人の団員を勧誘して消防団に入っていただくというような形になります。

そういうことで、消防団員の方というのは、1人で行動するよりもやっぱりチームで行動するということになりますので、その班員の方々とコミュニケーションがしっかりと取れるような方がいいのかなと思いますので、やっぱり一番は消防団員の方々からの、町もいろいろPR、宣伝はしますけども、やっぱり行政区なり消防団の班のコミュニケーションを大切にしながら勧誘していただくのが一番スムーズな入団の仕方なのかなというふうに思います。それに併せて町もですね、行政区なり消防班にできる限りの協力はさせていただきたいと思いますので、こういう少ない若者の獲得のためにいろいろ今後も努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 幹部会において相当検討して、結果的に削減やむなしという結果が出たということですが、若年層の減少が、先ほど総務課長からも18歳から40代の591人のうちの49名が今団員になっているということなんですけども、この人口減少になってですね、これ何か聞くと人口に比例するような定数の考え方で持ってってるんですが、そういう考え方ってあるんですか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） いや、基本的にそういう考えはなくて、あくまでも地域の実情に合わせてそういう定数を検討しております。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） それでですね、人口に比例するような話でないとなった場合ですね、やはり充足率も先ほど言いましたけども、現在179人で、180人にすれば99.何%かになるよという話で、その率を上げるだけの話で定数を減らすような話にちょっと私聞こえたんですけどもね、ではない。でも、そういう話もされましたね、実際は。

私は、やはり町民のですね、生命・財産を守るという形の消防団組織を、定数をやはり安易に減らすというものではないと考えます。そして、先ほど負担金の軽減ということもありましたけども、その軽減は幾らぐらいになるんでしょうかね。その負担金の話も回答をお願いしますけども、安易に削減するものではなくて、現在の210人になるように、常々団員募集、そういうものを図りながら消防組織を維持していくのが町の考え

方ではないんでしょうか、と私思うんですけども、町長はいかがですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いや、そのとおりですよ。それはそのとおりなんです。現実はそのういうふうになかなかいかないというのが現実で、理想を言えば、もっとも充足率をこのように目標を立ててやってきたわけですがけれども、実際はなかなかそれはもう難しいんだと。実際に消防団員の皆さんがそれぞれやめられたときにその補充をしてきたけれども、できなくて結果としてこのようになってしまったと、こういうことですな。

ですから、やっぱりその原因というのは、一般質問でもありましたけれども、やっぱり今ね、若い人たちは職場の関係で相当時間を、こういうふうな時間を取れないというのが実態のような感じなんです。そういう中でも入っていただいて一生懸命やっってもらっているということについては、これは感謝をしなくちゃなりません。

ただ、実態に即して、現実には即して班を編成して、そしてチームワークを取りながら実際に動くという場合に、この今の人数がむしろベターだという捉え方をするわけでして、別にむやみやたらにただ減らせばいいというわけでもないし、負担金少なくしたくて減らすわけでもないし、そういうことで、実態に即した人数がこれだということになります。あと負担金。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

退職補償報償組合の負担金でございますが、今年度、令和6年度分で算出しますと、条例定数210人の負担金につきましては469万1,500円。それで、仮にですけども、180人で試算しますとですね、いろんな計算式があるので、ちょっとこの金額が当てはまるかどうか分かりませんが、おおよそですね、404万3,500円程度になるのではないかと。それで、その差引きが64万8,000円というような形になりまして、条例定数が30人減員になれば64万円程度の負担金が削減されるという形になります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 先ほど各班平均9人ぐらいというお話ございましたけども、現状でね、現状で179人、各班で平均9人というお話ありましたけども、これね、やはり10人とか11人とか私はいたほうがいいと思いますし、先ほど仕事の関係で常に町内にいる方だけではないわけですよ、全員がね、もちろん。そういうことも踏まえてですね、あとまた企業さんって4社の会社からいろいろ協力もらってるということで、なお、それ以外の会社からも今後協力もらえるようにしたいという総務課長のお話もございました。そういうことも踏まえてですね、やはりこの定数を現状維持のままでやって、充足率を高めるようにする努力をするべきが一番ではないのかなと思いますから、そういう会社へのお願いとかそういうものを含めてやっぱりやってもらいたいと。そして現状の210人になるように頑張ってもらいたいというのが我々町民の考えではないでしょうか。

町長、もう一度お願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言ってることは分からないわけじゃないですよ。ただ、今まで努力しなくてこういうふうになってきたわけじゃなくて、一生懸命補充をして補充をして、何とかして班をしっかりとものにしたいとやってきたけども、現実としてこういうふうになってしまったということで、これはもちろん努力はこれからもしなくちゃなりませんよ。なりませんけれども、実態に即した定数ということで、こういう考えで提案をしているということです。

そして、これは、色麻町では学生というのはいないんですけどもね、例えば古川なんかだと短大の学生を10人ぐらい入れてるんですよ。そして、例えば機能別のような、何かのときのお世話役とかというようなことで、そういうようなこともやりながら何とかということをやっているんですけども、やっぱりね、これはどこでも同じなんですけれども、減っております。

これからも努力はしなくちゃなりませんけれども、今現状で180人というのは適正な定数だろうということで提案をいたしておりますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。1番工藤昭憲議員。
最初に、原案に反対の発言を許します。

○1番（工藤昭憲君） ちょっと不安定ですいませんがね、議案第55号に対して討論を行います。

今般、団員定数を210人から180人に削減する議案が提出されました。提案理由の一つになり手の減少とありましたが、果たして提案理由のとおりなのか、集まらない理由はなぜか、募集の仕方に何か問題はなかったのか、それ以前の対応に問題はなかったのか。

また、地域防災の要は自助・共助・公助の三原則であり、消防団はその根幹をなすものであります。いわゆる防災の最後のとりでであります。災害が頻発する現代において団員の定数削減は現実的な対応とは言い難く、法に定められていることはもとより、山林の多い町の実情に合わせた定数の確保こそが求められる対応ではないでしょうか。退団された方々も含む機能別団員の創設、さらなる女性団員の加入促進、本部分団の増員、町外企業へのさらなる働きかけなど、手を尽くすべきことはあると思います。

定数を減らすことで報償組合への負担金の削減も考えられますが、自治体の負担を軽減するために交付税措置がされている中で、血税の無駄をなくすことは大事ですが、町の安全安心、町民の安全安心を図ることを考えるべきときにこのような提案がなされるとは心外の極みです。町民を、人命を軽んじるような条例改悪には到底賛成できかねます。今後も生命・財産を守るための経費や、その人員を削減することのない施策を行うべきと思います。

よって、議案第55号に対し反対の討論といたします。

議員各位の満場の賛同をお願いして、討論といたします。

○議長（天野秀実君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成の発言はございますか。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の発言を許します。原案に反対の発言はございますか。（「なし」の声あり）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決をいたします。討論がありましたので、本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかったものは反対とみなします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定いたします。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（天野秀実君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔賛成 7 名： 2 番高森すみえ君、 3 番佐藤 忍君、 6 番河野 諭君、
7 番西村義隆君、 8 番小川一男君、 9 番今野公勇君、
11 番山田康雄君、〕

〔反対 4 名： 1 番工藤昭憲君、 5 番相原和洋君、 10 番中山 哲君、 12 番白井幸吉君〕

日程第 1 2 議案第 5 6 号 色麻町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第12、議案第56号色麻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第56号色麻町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、令和 6 年 8 月 4 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、令和 6 年12月 2 日から施行されることに伴い、色麻町国民健康保険条例につきましても関係条例の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、国民健康保険法第9条第3項及び第4項で国民健康保険税の滞納者に対し被保険者証の返還を求める規定が定められております。同法第127条第1項では、市町村においてこの返還に応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる規定が設けられております。令和6年12月2日以降、国民健康保険の被保険者証が発行されなくなることに伴いまして、10万円以下の過料を科する規定が削られることになりましたので、色麻町国民健康保険条例につきましても罰則規定の一部を改正するものであります。

また、あわせまして、条例第13条及び第14条の文言の修正を今回行うものでございます。

審議資料10ページを御覧願います。新旧対照表、右の現行の欄でございます。

本則第12条中「第9項」を「第5項」に、「もしくは虚偽の届出をした場合または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合」を「または虚偽の届出をした場合」に、「過料に処する」を「過料を科する」に、第13条中「過料に処する」を「過料を科する」に、第14条中「過料に処する」を「過料を科する」にそれぞれ改めるものでございます。

議案書13ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年12月2日から施行するものといたします。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものといたします。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） 第13条及び第14条で「過料に処する」を「過料を科する」、この言葉の違い、内容について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 御説明いたします。

「科する」というのはですね、罰金や行政罰としての過料または団体の規律維持のための懲罰を一般的な形で表す場合の表現ということでございます。一方、「処する」につきましては、具体的に罪とこれに対する処罰を規定する場合の表現方法ということでございますので、今回は罰金ということでございますので、「過料を科する」というふうに変更させていただくということでございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 今回、罰金ということで「過ち料」を科する、科料（とがりょう）じゃないんですが、これは、この文言、国保のこの一条例だけで該当するのか、そのほかの罰金に関する文言において、なおかつ「過料に処する」という文言も条例の中であるのかどうか、その辺の内容について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 御説明いたします。

国民健康保険の条例につきましてはこの「処する」ということになってございましたが、それ以外ですね、条例につきましてはちょっと確認しておりませんので、もしあるとすれば変更になるのかなということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 確たる説明ではないんですね、調べなきゃならないということで了解しました。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第57号 小型動力ポンプ付積載車の購入について

○議長（天野秀実君） 日程第13、議案第57号小型動力ポンプ付積載車の購入についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第57号小型動力ポンプ付積載車の購入について、提案理由を申し上げます。

町消防団で使用する小型動力ポンプ付積載車については、計画的に更新を行っているところであります。今回の順番として、第4分団第4班の平沢班の積載車の更新ということになります。

現在、平沢班で使用している積載車は、平成12年11月に配備されたもので、23年以上経過しております。このため、経年劣化により機能が低下し、また車両メーカーによるサポートも終了していることから、今回更新するものであります。

審議資料11ページを御覧ください。

今回購入予定と同型の車両となりますが、トヨタ製で定員6人、ディーゼルエンジン、四輪駆動で排気量2,800ccであります。

審議資料12ページを御覧ください。

小型動力ポンプは、トーハツ製ガソリンエンジン、直列3気筒、水冷式4サイクルエンジンとなっております。

議案書14ページ及び9月会議初日に配付させていただいた参考資料の入札執行調書を御覧いただきたいんですけども、その入札執行調書ですけども、去る8月7日、5社による指名競争入札を執行した結果、入札金額1,096万円で株式会社古川ポンプ製作所が落札いたしました。8月13日に入札金額に消費税を加えた1,205万6,000円で株式会社古川ポンプ製作所と仮契約を締結したところであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条によって、予定価格が700万円以上の動産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決が必要となりますので、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） ただいま課長から説明を承りまして、ちょっと何点か御質問させていただきます。

入札執行調書を含めて、今回、契約の方法、指名競争入札ということになっております。条件付の一般競争等々いろんなものが競争の原理としてあると思われます。今回、指名競争にした根拠、それによってどれだけ町の財産としての付加価値が生まれるかということを踏まえ、どうなのかをまずお尋ねしておきます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 大変申し訳ございません。

○議長（天野秀実君） 相原議員の質疑続行中ですが、休憩後にお願いしてよろしいでしょうか。（「いいですよ」の声あり）それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩します。

午後3時58分 休憩

午後4時03分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

総務課長の答弁から入ります。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 相原議員の質疑にお答えいたします。

まず、今回の入札がなぜ指名競争入札かということなんですけども、確かに基本はですね、一般競争入札ということになりますけども、色麻町では色麻町条件付一般競争入札の実施要綱に基づきまして、対象工事を建設工事とか土木工事の5,000万円以上の金額を一般競争入札という形で実施をしております、それ以外は指名競争入札ということで行っております、これまでも小型動力ポンプ付積載車の購入につきましては指名競争入札で行ってございました

それからですね、この入札の落札率ですけども、97.94%になっておりました。97.94%でございます。ということで、この入札が競争の原理が働いているかどうかということにつきましては、ちょっと私どもとしては分かりませんが、一応事実としてこのような結果となりました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、課長からの答弁でね、一般競争の条件付についての規約とかあるもんですから、構造物関係についてということで、これは承知してます。

指名競争の怖いところとして、今言ったとおり、ここの落札価格のパーセント、今後こういった部分が多々出てくるのかなと。大体指名競争を見ると9割以上の落札価格になってるものですから、いろんなものを御拝見させていただくと、そういった部分も含め、今後こういった形で全て進めていっていいものかどうか、そういうこともちょっと加味したものですから、今回この分について指名競争をやってどれだけの町として利益が生まれたのかということをお尋ねした次第なんですけど、これで本当によろしいのかどうか、町長、再度答弁を求めてみたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 検討はするということにしても、いいか悪いかつったら悪くはないでしょうけど、悪くはないんでしょうけども、今までのこういう例に従って粛々とやってきたと、結果としてということで。ただ、やっぱり落札率が97%とか90何%というのと、やっぱりちょっと考えてもいいかなという思いがありますので、若干の検討も今後したいということで答弁とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第58号 令和6年度吉田集会所建築工事請負契約の締結について

○議長（天野秀実君） 日程第14、議案第58号令和6年度吉田集会所建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第58号令和6年度吉田集会所建築工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度吉田集会所建築工事につきましては、去る8月21日に条件付一般競争入札を執行いたしました。入札の内容は、お配りした入札執行調書のとおりでございますが、入札参加者は4社で、加美郡色麻町の有限会社黒澤工務店が消費税を含み4,653万円で落札いたしました。なお、落札率は78.35%でございます。

主な工事の内容につきましては、審議資料で御説明申し上げます。審議資料の13ページをお開き願います。

建設地の配置図、右下でございますが、方位につきましては図面の上が北で、現状の敷地場所に建設をいたします。施設は、木造平家建てで、延べ床面積は147.43平米で約45坪でございます。施設の平面図中央でございますが、方位につきましては図面の上が北となります。

初めに、外周から御説明申し上げます。

南側の玄関の周りには、ポーチ、足洗い場、外部倉庫を設けます。また、車椅子使用の方などに使っていただくスロープと手すりを設置いたします。東側、南面にはテラスを設置いたします。

次に、内部について御説明申し上げます。

玄関の西側には下足棚を設置いたします。また、ホールから西側に向かって調理室約13畳で、食器棚、作業台、シンク、コンロ台を設置し、内外から出入りできる勝手口を設置いたします。調理室北側には男女兼用のトイレ、車椅子の利用者やお子様を連れた方などが御利用できる多目的トイレを配置いたします。東側の会議室は約32畳のフローリング仕上げで、収納スペース2か所、倉庫を設置いたします。会議室西側の小会議室は約10畳のフローリング仕上げで、押し入れを設置いたします。

次のページをお開き願います。

立面図、断面図でございますが、南立面図の中央が玄関となります。また、先ほど外周りについて説明したとおり、車椅子使用の方などに使っていただくスロープと手すりを設置いたします。屋根につきましてはガルバリウム鋼板でございます。冷暖房につきましては、小会議室にエアコンを設置し、トイレの暖房はパネルヒーターで行います。

なお、工事期間は、議決をいただきました翌日から令和7年1月31日までを予定しております。

以上、地方自治法第96条第1項5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御可決のほどよろしくお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第59号 令和6年度色麻幼稚園跡地駐車場整備工事請負契約の締結について

○議長（天野秀実君） 日程第15、議案第59号令和6年度色麻幼稚園跡地駐車場整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第59号令和6年度色麻幼稚園跡地駐車場整備工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度色麻幼稚園跡地駐車場整備工事につきましては、去る8月21日に条件付一般競争入札を執行いたしました。入札の内容は、お配りした入札執行調書のとおりでございますが、入札参加者は1社で、加美郡加美町の旭興行株式会社が消費税を含む5,885万円で落札いたしました。なお、落札率は94.57%でございます。

主な工事の内容につきましては、審議資料で御説明申し上げます。審議資料の15ペー

ジをお開きください。

計画平面図でございますが、方位につきましては図面の上が北側で、主な工事内容は駐車場の舗装工事で、面積は4,820平米で、普通乗用車約120台駐車可能です。そのほかでは、側溝整備、防護柵の設置、外灯の設置が主な工事でございます。

なお、工事期間は、議決をいただきました翌日から令和7年1月31日までを予定しております。

以上、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御可決のほどよろしくお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今、提案理由だけじゃなくて、審議資料にも載ってますけれども、128台とした、この根拠は何でしょうかね。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

128台ということでございますけれども、実際にはバスの送迎等々がこの条件に入ってきますので、大体120台ぐらいかなというふうに思っております。128台、白線引いておりますけれども、こちらにつきましては、有効な敷地のスペースを考えて、どういった配置がいいかというところを見て配置をさせていただいております。また、バスの送迎でも使うというところもありますので、そういった安全に走行ができるような形はどうかということを考えながら区画をしたところ128台というふうになりましたので、そういった形で設計のほうをさせていただいております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 何か取ってつけたような説明なんですけれども、駐車場にする敷地面積に合わせたような感じの台数にしか取れないんですけれども、そんで聞いたんですけども。であれば、送迎車というのは結構大きなバスも入んだと思うんですよね。これ多分、この区画、区割りから見ると一般車両が駐車するようなスペースにしかって取れないんですけれども、中型車もしくは大型車両が送迎バスとして入ってくることを想定してだというような答弁であれば、そういうものに配慮した区画というのが必要だったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

こども園につきましては、今、マイクロバス2台で送迎のほうを行っております。実際のところですね、ちょうど下の欄、Eですかね、ちょうど真ん中のところに新園舎の門扉というのが、標記ちょっと小さく載っておりますけれども、そこから裏のほうに、北側の駐車場のほうに出入りするような形になります。ですので、ここの上の北側、Bというマークついてますけれども、この辺がバスが止めるところになろうかなというふう

には思っております。

ただ、法人と最終的にここは協議をさせていただきまして、こういったところでの送迎ができるか、安全がいいかというところも考慮した上で最終的には決めたいなというところで、まずは一般の区画というところで表記をさせていただいて、発注のほうをさせていただいたところです。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 言い方が足りなかったんですね。要するにね、普通車と違って、マイクロバス、中型車となれば、旋回したり何かするのにちょっと余裕ないとしづらいなんですよね。ところが、そういう専有スペースというものをつくっておかないと、止めやすいところに入った順番に止められっと、そういう中型車、大型車は入っかどうか分かりませんが、今の説明だとマイクロバス2台だという説明なんですけども、そういうバスを止めるところ、優先的にここだよと示しておかないと支障あるのかなと思ったんですけども、そういう危惧はないんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

最終的には法人と協議をさせていただきまして、マイクロバスの送迎、送迎バスはどこに止めるかというところを決めた上で何らかの標記をしたいなというふうには考えております。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） ここで、契約の方法で条件付一般競争入札、この条件は何か、そしてまた入札に2社となっておりますが、入札辞退となって、これで競争が働いたのかということでお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 今回の条件の件ですけど、1点目が地域制限で大崎管内に本社または営業所を所有する者、あと2点目が格付制限ということで、色麻町競争入札参加者の資格に定める基準の中で850点以上、1級技術者が3人以上のSランク、または849点以下のAランクを設定しております。最後に3番目でございますが、その他の理由といたしまして、宮城県内の地方自治体からの指名停止処分を受け、入札公告日に指定停止処分を受けている期間でないことの3つの条件で実施しました。

以上です。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 中山議員の御質問にお答えをいたします。

本来、条件付一般競争入札ということですので、たくさんの業者さんが入っていただいて、その中ですね、競争が行われれば一番よかったんですけども、今回は2社、参加の申込みがございました。2社入るかなと思ったんですけども、入札に関しましては辞退ということでございまして。この部分ですね、今回落札いたしました旭興行株式会社のほうではですね、1社で入札ということは、これはその時点では分からない情報で

ございますので、そこです、入札、しっかりした積算に基づく入札をされたということで、落札率は94.57%ということで、決して、競争の原理が働いているかどうかというところも微妙なところもございますが、ここはですね、しっかりした入札が行われたというふうに当課のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 先ほど条件付については3つの条件ということで、大崎管内、そして色麻町の入札についての規則というかね、それらについてあったということで、それらに関したのが一般競争入札として入札入れようとした会社が2つしかなかったということになるんだろうけど、そうした中で1社が辞退。ただ、これは本当に、落札率で94.何%となってることで、競争が働いたという解釈をしたということになるんだろうけども、やっぱりこれはまさに1社にしかないということだよね、考え方として、捉え方としてね。そういったときの競争率っていうかね、考え方、在り方というのはこれでいいのかなのか、今後どいな考え、このような形をまた今後あった場合はこのとおりにまたやるのかなのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 一般的に、一般競争入札を公告した段階でもう競争しているというふうに言われています。ですから、その1社入札が一般競争の場合は有効であるというふうに言われておりまして、過去にも何件か、うちのほうでも一般競争で1社しか入札しないという経緯もございました。

仮にですね、入札不調にして再度公告するということになりますと、一般競争入札、すごく手間と時間がかかります。期間ですね。最低1か月から1か月半くらいかかります。再公告して、また1社しか来なかったらまたやんのかということになりますので、一般的には指名競争入札で1社しかいなかった場合は追加指名して、もっと増やして入札をやり直しするんですけれども、一般競争の場合は1社でも申込みがあればそれで有効だというふうに言われておりますので、まして先ほど企画財政課長が説明したように、入札参加者は何社参加しているかというのは分からないという状況でございますので、そういう状況の中で当然競争も働いているということが担保されているというふうに解釈いたしまして、今後もですね、このような場合、1社でもあれば一般競争入札は執行していくということで考えております。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） ただいま課長の答弁、質疑、聞きました。あくまでも経審点数を基に、あとは条件的には大崎管内における本店、営業所、経審がAかSかということで決められたということで、ここに条件付の部分を出されたと。要は舗装に対して、大崎管内どこでも舗装やってっところはできるという経審の点数だと思われま。

ただ、私ちょっとここで腑に落ちないというか、副町長言ったとおり、条件付ですから、それを公募した時点から競争始まってるというのは分かります。ただ、ちょっと懸

念視があるのが、今回落札した候補者がその前館の解体工事もやっていると、なおかつここで、とある会社は入札を辞退してる、そういった部分をちょっと懸念視したもんですから、そういった部分どうなのかなと思ひまして、お尋ねをしたいなと思ひました。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 今回落札した会社が解体もやっているからというところで競争働かなかったんでないかというのは、そこまで調査してないので、それがどうかというところの判断まではできかねるんですが。ちなみに、辞退した企業さんにどういう理由で、差し支えなければというところをお伺いしたところ、金額的にちょっと厳しいというお答えでしたので、94%何がしの落札率で今回旭興行さんが落札したということは、やっていただける業者があるというところで競争が働いたんだらうというふうには解釈しております。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第60号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第4号）

○議長（天野秀実君） 日程第16、議案第60号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第60号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億7,115万1,000円を追加し、予算総額を53億1,001万3,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。議案書24ページを御覧ください。

第10款地方特例交付金は、地方特例交付金の交付額が確定したことにより1,107万5,000円を増額するものです。

第11款地方交付税は、普通交付税の交付額決定により8,867万9,000円を減額するものです。今年度の普通交付税の交付決定額は20億1,132万1,000円となり、対前年度と比較しますと1億1,339万円、5.34%の減となりました。

今回の普通交付税の減額の要因につきましては、基準財政収入額において固定資産税の税込増約2,200万円となったこと、基準財政需要額においては令和6年度から算定費目の枠組みが変更され、子ども・子育てに関する測定単位が大きく変更となったことが減額の主要因と分析しております。このため、今回、普通交付税が当初予算で計上した予算額を下回る予算割れが生じる結果となりました。このため、この不足する額については財政調整基金を取り崩し補填することとしております。

第15款国庫支出金は合計で1億2,384万9,000円の増額で、主なものは第1項国庫負担金1目民生費国庫負担金で児童手当制度の拡充に伴う児童手当負担金など1,463万4,000円の増、2目衛生費国庫負担金で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4,691万5,000円の増となっております。

第2項国庫補助金では、令和6年6月から実施している定額減税で、減税し切れないと見込まれる方に対し差額給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の財源となる価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など6,230万円の増となっております。

25ページを御覧ください。

第16款県支出金は合計で68万1,000円の増額で、主なものは第1項県負担金1目民生費県負担金で児童手当交付金など40万2,000円の減、第2項県補助金3目衛生費県補助金は不妊治療費助成事業補助金などで39万円の増、5目農林水産業費県補助金で水田営農条件整備事業補助金69万3,000円の増となっております。

第18款寄附金は、お手元に配付したとおり、ふるさと納税寄附金として4月から7月までの分として330件507万5,000円を御寄附いただいております。当初予算において100万円の予算設定をさせていただいておりますので、今回差額の407万5,000円を増額するものです。なお、前年度同時期は357万4,000円の寄附額でしたので、前年対比で59.6%の増となっております。

御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

第19款繰入金は、第1項特別会計繰入金で各特別会計への精算による繰入金合計で468万円の増額となっております。

26ページを御覧ください。

第2項基金繰入金は、1目財政調整基金で普通交付税の減額に伴う予算割れ補填分の繰入れと当初予算編成時において補正予定としていた予算の財源として3億6,200万円を増額いたしました。このことにより、本年度の予算上の基金繰入額を5億8,170万円といたしました。

6目減債基金繰入金は、先ほど御可決いただきました議案第52号色麻町地場産業振興

施設設置条例の廃止に伴い、地場産業振興施設整備事業に係る地方債繰上償還の財源とするため、減債基金繰入金を2,494万3,000円増額いたしました。

第20款繰越金は、令和5年度決算により繰越金額が確定しましたので、2,049万4,000円を増額するものです。

第21款諸収入は、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金996万円の増など合計で1,090万8,000円を増額するものです。

第22款町債は、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより305万5,000円を減額するものです。

続きまして、歳出について申し上げます。議案書27ページを御覧ください。

今回の補正では各款項に人件費の増減がありますが、人事配置によるものを整理したものでございます。

人件費以外の主なものについて御説明いたします。

第2款総務費は、第1項総務管理費合計で1,703万4,000円の増額となっております。主なものは、7目企画費で企業立地促進奨励金1,039万2,000円の増、9目諸費ではふるさとまちづくり基金積立金599万8,000円の増などとなっております。

28ページ、中段を御覧ください。

第3款民生費は合計で3億1,038万5,000円の増額で、主なものは第1項社会福祉費1目社会福祉総務費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金2億2,998万8,000円の増、2目老人福祉費で介護保険特別会計繰出金として214万2,000円の増となっております。

29ページを御覧ください。

9目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費では合計で6,099万4,000円の増額で、主なものは定額減税補足給付金で6,000万円、送料70万5,000円の増などとなっております。

第2項児童福祉費2目児童措置費は、児童手当制度の拡充に伴う児童手当扶助費とし1,364万5,000円の増、8目認定こども園整備事業費では令和5年度子ども・子育て支援施設整備国交付金精算による返還金258万円の増などとなっております。

30ページを御覧ください。

第4款衛生費第1項保健衛生費は合計で5,870万5,000円の増額となっており、主なものは2目予防費で予防接種委託料1,140万円の増、不妊検査費及び不妊治療費扶助費で39万円の増、8目新型コロナウイルスワクチン接種事業では予防接種健康被害救済給付金4,691万5,000円の増となっております。

第6款農林水産業費第1項農業費では合計で502万8,000円の増額で、主なものは6目生産調整対策費で水田営農条件整備事業補助金107万8,000円の増。

31ページを御覧ください。

12目農業伝習館管理費では農業伝習館事務室エアコン改修工事費150万7,000円の増などとなっております。

第7款商工費は、第1項商工費3目平沢交流センター管理費で3号源泉ポンプ交換工

事費で300万円の増となっております。

31ページ下段から32ページを御覧ください。

第8款土木費は合計で5,178万9,000円の増額で、主なものは第2項道路橋梁費第2目道路維持費において除雪に係る経費として消耗品費339万1,000円、燃料費298万円、修繕料795万円、除雪作業機械運転委託料504万円、除雪車両借上料2,317万2,000円の増などとなっております。3目橋梁維持費は橋梁点検業務委託料として214万円の増、第4項住宅費は1目住宅管理費で修繕料として170万円の増となっております。

34ページを御覧ください。

第12款公債費は合計で2,596万4,000円の増額で、36、37ページの公債費償還明細書にありますが、令和5年度起債の利子及び借換え利率の見直しに伴う元利償還金の減、地場産業振興施設の廃止に伴う繰上償還に係る元金の増などとなっております。

35ページを御覧ください。

第14款予備費は43万1,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、21ページにお戻り願います。

第2表地方債補正ですが、臨時財政対策債の本年度借入額が確定しましたので、限度額を649万5,000円に変更するものでございます。

以上、令和6年度色麻町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書24ページ、歳入から入ります。

10款地方特例交付金1項地方特例交付金。（「なし」の声あり）

11款地方交付税1項地方交付税。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） 11款1項地方交付税、先ほど概要の説明がありましたが、減額、8月末の決定で8,867万9,000円、これはかなりの減額ではないかなと私は思っています。そして説明の中で、当然これは基準財政需要額、それと収入の差額が計算式になっていますけれども、説明ですと収入のほうで固定資産が増額なった、片や需要額で子育て関係が減額なった、よってこういう形になんですが、具体的にですね、需要額、公式で言いますと単位費用に測定単位、さらに補正係数ではじき出してやってるんですが、もう少し、金額が大きいので、具体的に説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 小川一男議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点お願いがございます。現在の令和6年度の交付税の算定の基礎がまだ示されておりません。細かい数字でございます。単位数、要は10万人当たり、例えば1人当たりの町民税、こういった項目に幾らかかるという細かい数字がまだ国のほうから示されておりません。ですので、今御説明できる資料を用いまして、分かりやすく細かいところも説明をしていきたいと思いますが、その単位数が示されるのが年明けの1月から2月ぐらいに国のほうから詳細な部分が示される状況に例年なっております。ですので、今は、先ほどお話ししました基準財政収入額の大きな項目、ここがどれぐらい去年と比較して増えたか減ったか、基準財政需要額のほうも前年度と比較してどの項目が増減があったかというところをですね、大きなくくりで御説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それではですね、まず収入の部分からお話をさせていただきます。

収入の部分につきましては、まず大きなところで市町村民税が前年度と比較をいたしまして1,341万5,000円、計算上です、交付税の収入の部分のお話になりますけれども、市町村民税が1,341万5,000円、前年度と比較しましてマイナスとなっております。

逆に、固定資産税につきましては1,222万7,000円増となっております。この内訳につきましては、土地の部分につきましてはマイナスになっておりますけれども、家屋、それから償却資産、この部分につきましてはプラスになっているということでございます。

それからですね、地方特例交付金の内訳で、この中身はですね、住宅借入れをした方ですね、住宅取得控除の減税、こういったもので国のほうで減額した分をですね、地方特例交付金という形で町のほうに補填をします。要は減額した分を国のほうで補填するという地方特例交付金でございますが、この部分でですね、まず住宅取得をされた方の減収補填分、これは国のほうから来ております。それから、今回6月から開始されております定額減税の分で減額になった分、住民税が減額されるんですけども、その補填分としてこの地方特例交付金というところで1,967万8,000円、これは追加で補填をされるということです。住民税はマイナスになりましたが、このマイナス分の内訳につきましては住宅取得をされた方の借入金の住民税の減税、それから定額給付金、定額減税の関係の減税の分、こちら合わせまして1,967万8,000円は国のほうから別途補填されますので、先ほど住民税で1,300万円減りますというお話をしましたが、この補填財源として1,967万8,000円は地方特例交付金のほうで補填をされるということです。ここで相殺される部分が出てまいります。

こういった部分を含めると、基準財政収入額のところの合計額、大きなくくりで見ますと2,189万9,000円が令和5年度よりも色麻町は税収があるというふうに見込まれる計算をされているということでございます。こちらが収入部分でございます。収入は2,189万9,000円、この分が増えてくるだろうということになっております。

続きまして、基準財政需要額、経費的な部分の捉え方でございますが、総額でこちらはですね、9,000万円前後のマイナスとなっております。この大きなところを見ますと、

先ほど子ども・子育て関係で大きく減っているというお話をさせていただきましたが、それ以外の項目で増えているところも当然ございます。ただ、その上がり幅はあまり大きくはございません、少し上がったり下がったりということで、大体相殺できる範囲なのかなということなんですけれども。

まず、子ども・子育ての関係で内容をお話ししていきますと、まずその他の教育費というところ、ここの部分で幼稚園の子供の数、こういったところの算定の項目がございします。令和5年度まではこの項目で計算されておりましたが、令和6年度はこども子育て費という新しい費目ができまして、そちらのほうで一括して計上するということになりましたので、ここの部分で6,400万円の減になっております、このその他の教育費というところでマイナスの6,400万円。それから社会福祉費というところではですね、ここも1億8,300万円減額となっております。それから保健衛生費、この部分もですね、子供の関係が含まれていたということなんですけれども、こちら1,766万9,000円マイナスということになっております。新たに令和6年度に新設されましたこども子育て費というところがですね、1億5,582万円、この子供たちの関係のですね、基準財政需要額のところの合計を見ますとここだけで1億1,100万円減額となっております。1億1,126万6,000円の減となってございます。

こういったところを含めますと前年度よりも費用的な部分が色麻町は前年度と比較して1億1,100万円ほど費用として見られていないという形になっておりますので、こういったところを分析した結果ですね、大きな交付税の減になったというふうに現段階では分析をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 今、詳細に説明をいただいたんですが、しからばですね、事前に、固定資産の増額等は収入に関してちょっと不確定要因もあると思うんですが、人口10万人の標準的な団体という形で基準をはじき出すんですが、需要額で事前に知り得てそれを反映できなかったのか。その辺が交付税を算定する段階で事前にですね、総務省なりあるいは相談は市町村であれば県とかなんとかあるんですが、その算定数字をですね、把握してはじき出して、結果として子供関連のやつで6,400万円が減とかその他の社会、それは結果論ですよ。その情報、後で入ってきたのであればあれなんです、その辺の算定を押さえてやらないとですね、今後、結果はこうですけど、今後大変なことになるんじゃないかなと私は思うんです。よってですね、この8,800万円で、この補正予算上は基金取り崩してつじつま合わせるような形になったわけですよ、結果的には、トータルですよ。ですから、その辺の数値の捉え方を実際に把握しないと、今後ですね、大変ではないかなと私は思うんです。

それで、あわせて、これは交付税で94%、特交で6%ありますよね。押売じゃないんですけど、この辺で特殊事項とかなんとかっていう形、3項目、4項目あるんでしょうけれども、お願いしてですね、この8,800万円の減、普通のやつの補填ですね、先ほど

住宅取得の個人のやつで特例で出してきたのを補填は分かります、それは。そうじゃなくて、本来の交付税のやつで、これはね、少しでも頑張ってもらわないと大変じゃないかなと私は思うんですが、その点について再度説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 小川一男議員の御質問にお答えをいたします。

まず、当初予算を算定する段階で、このような減額、算定費用の変更があったことをもっと早く把握できなかったのかということでございますが、その内容が示されたのが2月の中・下旬ということでした。ただ、どれぐらいの下がり幅という部分につきましてはこれは公表されていなかったということで、算定費用の内容が変わるという情報は得ていたようです。ただ、その段階ではもう当初予算の編成は終わってしまっておりまして、もし対応するとすれば3月の最終の第2回会議、こういったところで補正予算を計上するという話になったかと思いますが、その正式な正確な数字の把握がその段階でもできなかったということで、現在に至るということでございます。

そのような中でですね、確かに今回は普通交付税ということで、これも県の市町村課のほうに何度もですね、お電話をさせていただきまして、内容に誤りがあるのではないかとということでちょっと確認をさせていただきましたが、内容的な誤りはないということでした。

小川議員がおっしゃるとおり、特別交付税のほうで何とかこの空いた穴をですね、手当てしていただけないかという御相談もしようと思いましたが、ただ、これもですね、特別交付税もその性質上本当に特別な部分ということで、今回の本町の減額、これが特別な部分に当たるかというところとなじまないのではないかとということで、全国一律にですね、同じ算定費用を用いて計算をされている内容でございますので、本町だけですね、特別交付税で何とか手当てをしてほしいというのもちょっとなかなか無理があるのかなということで、今回はですね、このままちょっと何とか財政調整基金を繰り入れながら、現在ですね、計画している事業、こういったものをですね、縮小させることなく何とかやっていけないかなということで調整したのが今回の補正でございます。

また、今回ですね、当初予算の段階で、これまで20億円前後で普通交付税のほうの算入を見込んでおりました。今回、実はですね、今までの普通交付税の経緯、これに国のほうで示しました財政計画、地方財政計画、今回令和5年度と比較しまして1.7%伸ばしますよという情報がございました。これに基づいて色麻町で、それでは色麻町に当て込んだときにどれぐらいの普通交付税の増が見込めるかということで計算をしましたところ、22億円、計算上は22億円来るのではないかと計算をしたんですが、ただこれはあまりにもちょっと大きく見過ぎだということで1億円保留をしまして、21億円ということで当初予算を計上しましたが、結果として8,800万円もマイナスを生じてしまったということでございまして、今後、この辺の計算の在り方につきましては企画財政課の中で一度検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 8番小川一男議員並びに議員各位にお諮りいたします。

ただいま小川一男議員の質疑続行中ではありますが、会議時間は5時までとなっておりますので、小川一男議員の質疑が終了するまであらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は8番小川一男議員の質疑が終了するまであらかじめ延長することに決しました。

8番小川一男議員、質疑を続けてください。

○8番（小川一男君） ただいま議長から時間の制限を設けられましたので、遵守して、できるだけ短く対応したいと思います。

ただいま担当課長から説明があったんですが、確かにこの交付税に関しては様々な要因、とてもじゃないが、うまく地方自治体を手玉に取っているような感覚を私は計算上あるいは公式上見るんですが、それはそれとしてもですね、我が町にとって、この交付税の減額はいろんな要因が重なったんでしょうけれども、8,800万円の金額は大きいのではないかと、そこが根本的な問題なんです。だったら2,000万円減でいいのかとかっていうわけじゃないんですが、この規模からするとあまりにも大きいこの財源をですね、これから令和6年やっていくんでしょうけれども、さらにこれを踏まえてやれば、この係数あるいは費用を踏まえていくと当然令和7年度の予算にも関わってくるわけですね、特別な事情がない限りは。その辺を踏まえたとき、やはりこの辺はね、令和6年度の今回9月の補正ですけれども、うまくやっていかないと、財調があるから云々といってもしょせん財調ですよ。いつどのような形になるか分からない時世の中でですね、よほど6年の収支のバランスは慎重に見極めていかないと、財調があるから云々、それは6年度だけです。継続性ですから、7年、8年、それにとわに続く状況下をよく考えていただきたいんですが、その点を踏まえて再度説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 小川議員の御質問にお答えをいたします。

まさしく議員おっしゃるとおりでございます。今回ですね、財政調整基金がなかったらどうするんだと、切れない事業も切らなくちゃいけない、そういう状況に陥ったことは確かでございます。

ということで、今回、企画財政課、執行部の中でですね、こういったことがあったとしてもぐらつくことのない安定した運営を図れるように、この基金の在り方、それから歳入歳出の部分の在り方もですね、今までの前例にとらわれない捉え方でですね、再度見直しを行いながら、安定した財政運営を行えるようにまた考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 5 9 分 延会
